

# 第2期 和泊町地域福祉計画

ともに考え ともに語り ともに支え合うまち



令和8年3月

和泊町



## はじめに

本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指し、「ともに考え ともに語り ともに支え合うまち」を基本理念として、令和2年度に「和泊町地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策の推進に取り組んでまいりました。



この間、社会情勢は大きく変化し、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況の中で、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政だけでなく、地域住民、関係団体、事業者などが互いに力を合わせ、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを進めていくことが重要となっています。

さて、このたび策定した「第2期和泊町地域福祉計画」では、これまでの基本理念を踏襲し、町民一人ひとりが地域の一員として主体的に関わり、誰もが互いを思いやりながら暮らすことのできる地域社会を推進してまいります。

また、地域の課題を自分たちのこととして受け止め、町民同士が対話を重ねながら理解を深め、支え合いの輪を広げていくことが、これからの地域福祉の基盤となります。

つきましては、本計画の実現のためには、町民の皆様、地域団体、関係機関の皆様と連携を図り、協働しながら取り組む必要があることから、今後とも町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました和泊町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各種調査や貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

和泊町長 前 登志朗



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法的根拠	2
3 地域福祉とは	4
4 地域福祉を推進するための圏域	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画期間	8
7 策定体系	8

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1 統計からみる本町の現状	9
2 住民アンケート調査結果からみる本町の現状	17
3 関係団体調査結果からみる本町の現状	25

## 第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念	42
2 基本目標	43
3 施策体系	44

## 第4章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり	45
2 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり	50
3 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり	56

## 第5章 和泊町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨	64
2 計画の位置づけ	64
3 計画期間	64
4 再犯防止施策の対象者	64
5 取組の方向性	65

## 第6章 和泊町成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景・趣旨	67
2 計画の位置づけ	67
3 計画期間	68
4 成年後見制度の概要	68
5 本町の現状	70
6 施策の展開	75

## 第7章 計画の推進

1 連携体制の強化	78
2 計画の周知・広報	78
3 計画の進捗管理	78
4 参考指標	79

資料編	80
-----	----

# 第1章 計画策定にあたって



# 1

## 計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった分野ごとの「縦割りによる支援」が中心となって進められてきました。

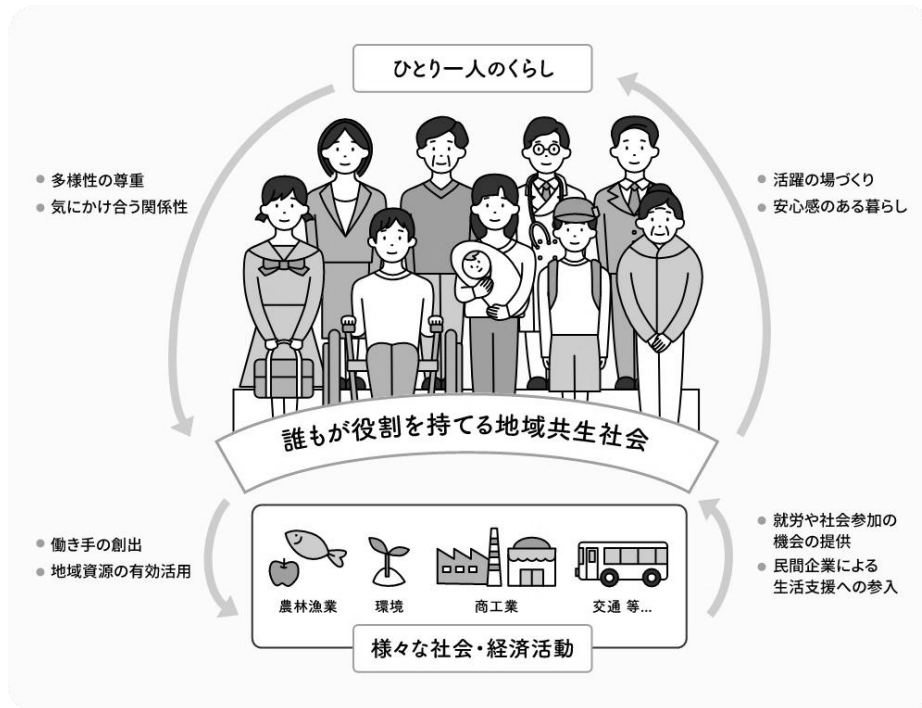
しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援では対応しきれない、制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超越して活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本町においても、令和7年度末で「和泊町地域福祉計画」が計画期限を迎えることから、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、町民によるまちづくり・社会づくりの活動と手を取りつつ、町民を主体とした行政や地域の協働による福祉を進めていくため、新たに「第2期和泊町地域福祉計画」を策定します。

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## 2

## 法的根拠

本計画は、社会福祉法第4条地域福祉の推進の考えのもと、社会福祉法第107条及び第109条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業について一体的に実施するものです。

なお、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとして策定します。

### 【参考】本計画の根拠法条文

#### ■地域福祉の推進

#### ◆社会福祉法<第4条>要約◆

地域福祉の推進は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が地域社会の実現を目指し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### ■市町村地域福祉計画

#### ◆社会福祉法<第107条>◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ■地域福祉活動計画

#### ◆社会福祉法<第109条>要約◆

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

## ■包括的な支援体制の整備

### ◆社会福祉法<第106条の3第1項>◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等<sup>※1</sup>及び支援関係機関<sup>※2</sup>による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

## ■重層的支援体制整備事業

### ◆社会福祉法<第106条の4>要約◆

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、こども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの重層的支援体制整備事業を行うことができる。

## ■地方再犯防止推進計画

### ◆再犯防止推進法<第8条第1項>◆

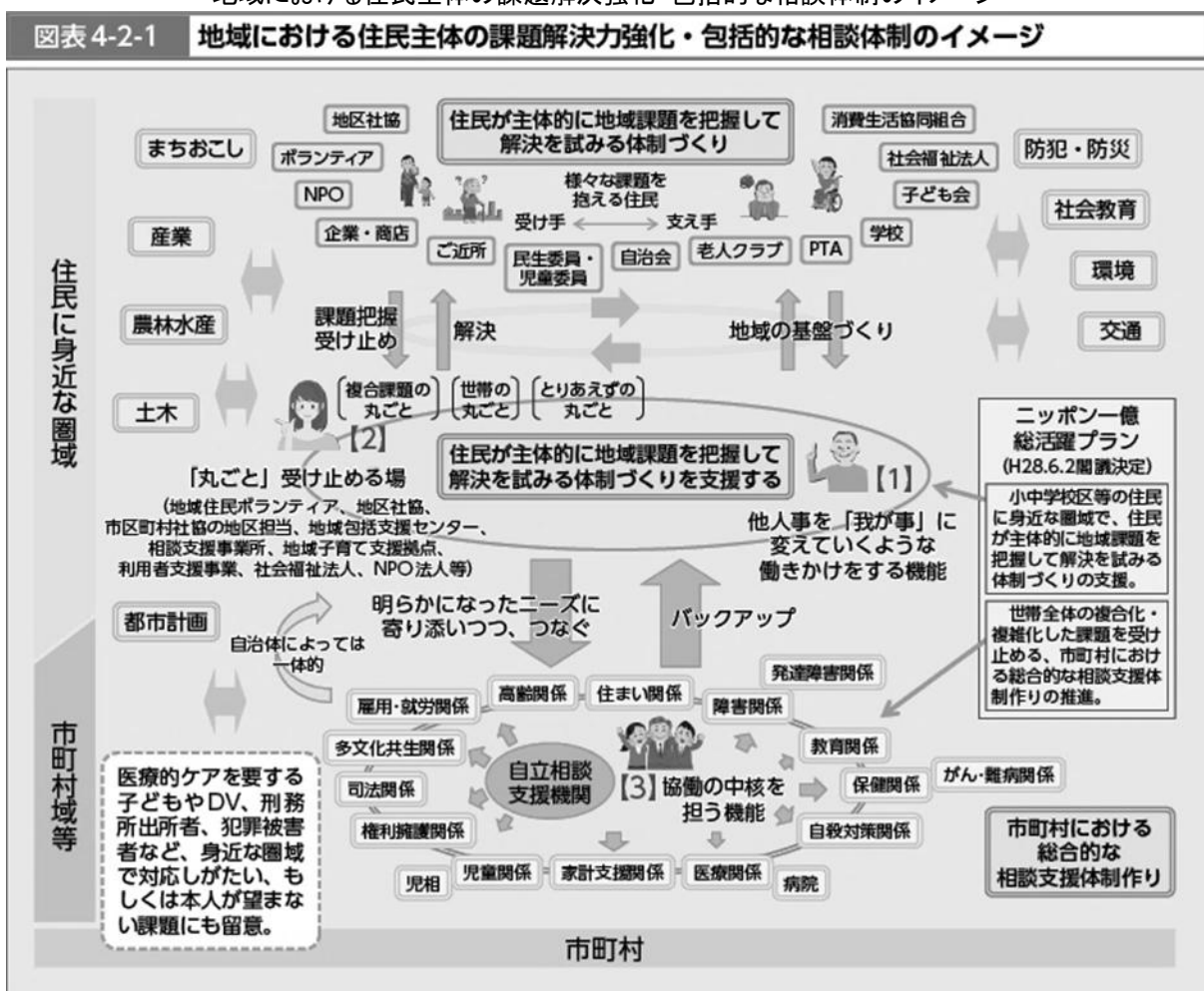
都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障害のある人、子どもを含め、誰でもあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画は、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（地域共生社会）の実現を目指していきます。

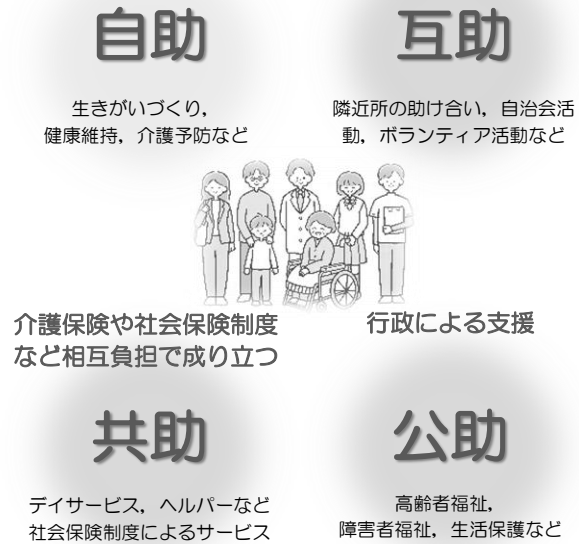
地域における住民主体の課題解決強化・包括的な相談体制のイメージ



出典：平成30年版厚生労働白書

## (2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

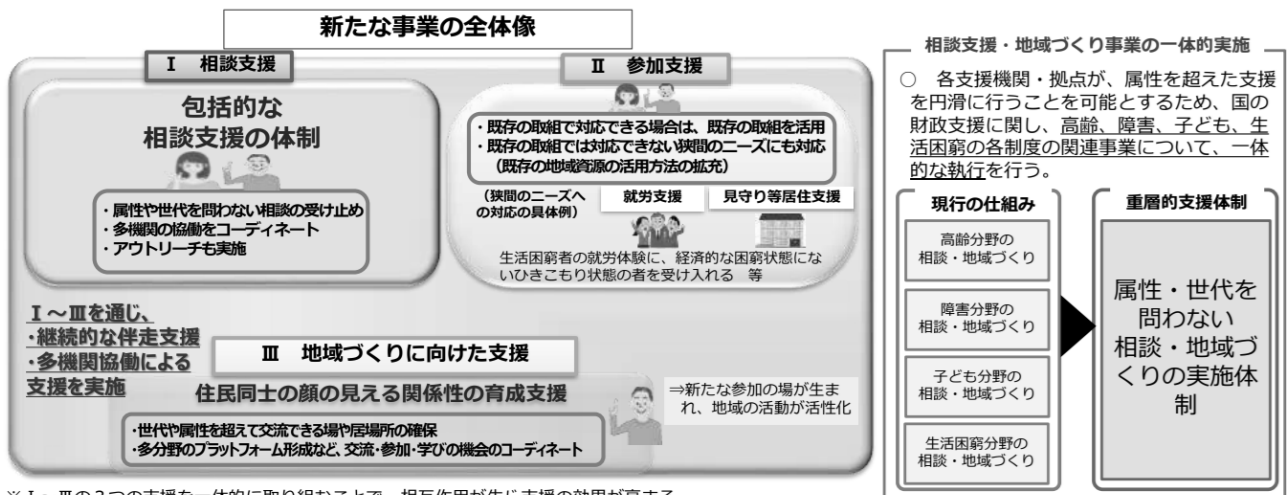
地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画に求められています。



## (3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。



出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いが不可欠であり、役場や社会福祉協議会が町全域で取り組む施策を推進する上でも欠かせません。

各字、小学校区や中学校区、町全体などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で施策を展開する必要があります。

①基礎圏域【字】

交流や支え合いなどの日常的な地域活動の基礎となる単位

②小圏域【小学校区】

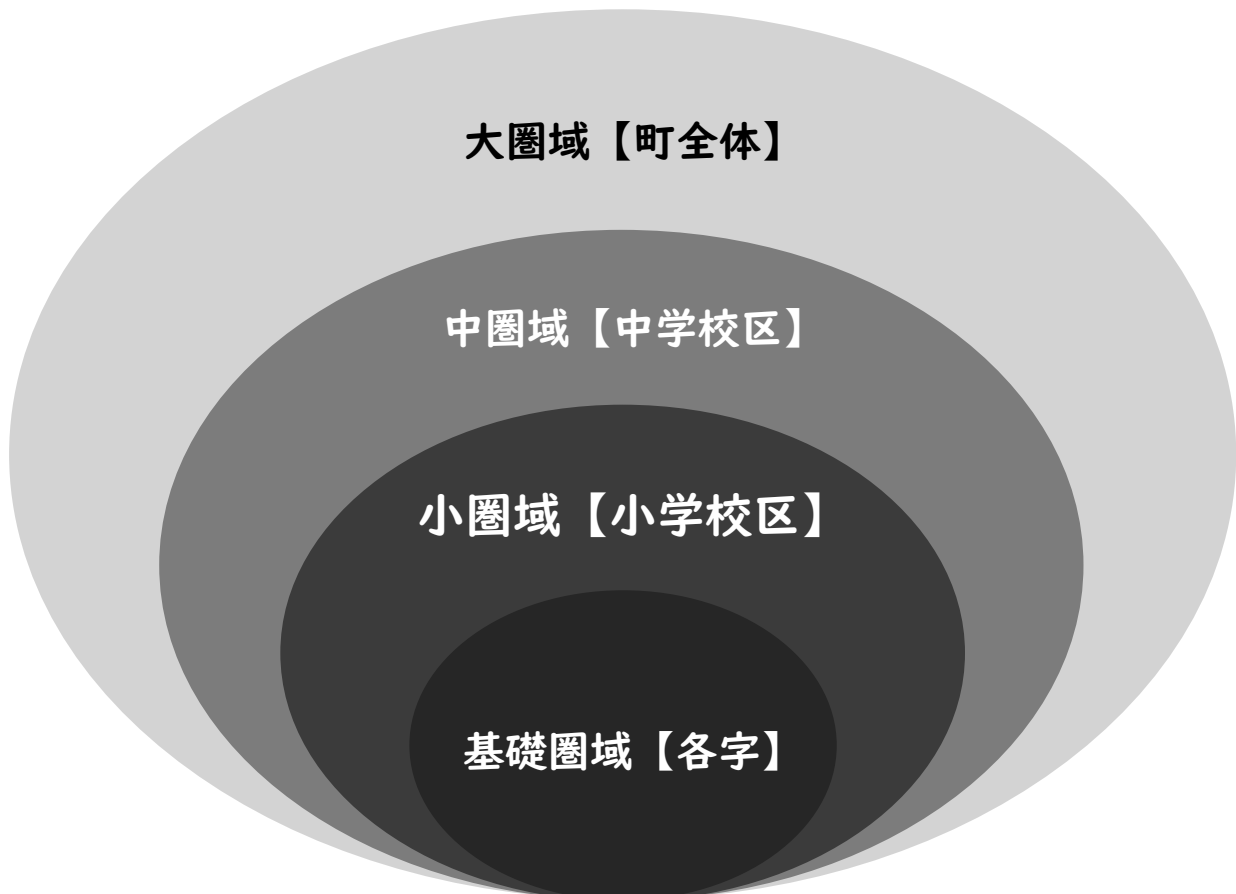
基礎圏域での取組で解決することが難しい問題等に対し、近隣の小地域同士の活動が結びついて取組が行われる範囲

③中圏域【中学校区】

小学校単位で解決することが難しい問題等に対して対処する単位。複数校区を合わせた地域包括ケア推進単位

④大圏域【町全体】

町全体で取り組むべき課題や、全体で取り組んだ方が効率的なことについて取り組む単位

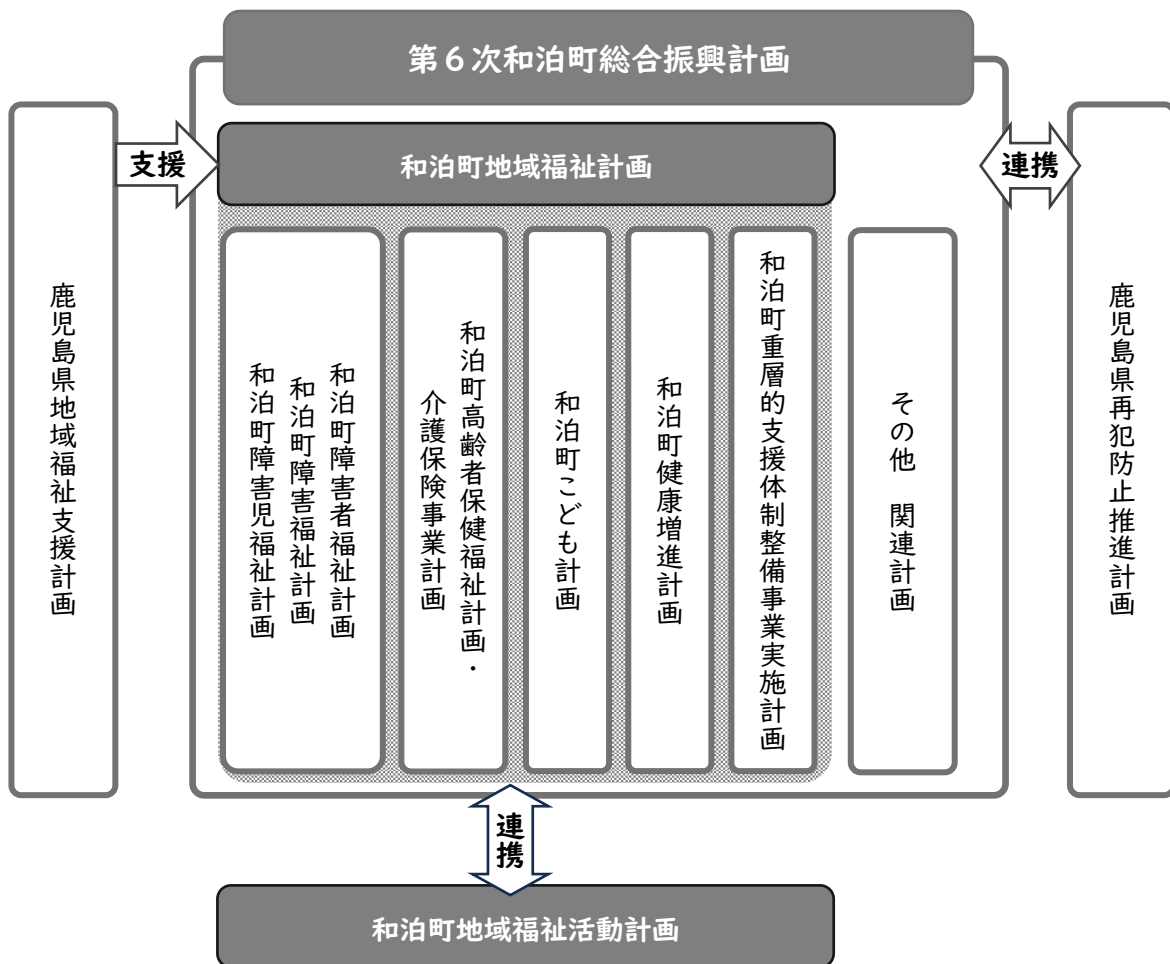


# 5

## 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するため、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、町、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

「和泊町地域福祉計画」は、「第6次和泊町総合振興計画」を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障害福祉等、他の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。



## 6

## 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

この期間に社会情勢や町の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

計画期間

単位:年度

計画名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総合振興計画	第6次和泊町総合振興計画 (R2~R12)											
地域福祉計画	第1期計画 (R2~R7)						第2期計画 (R8~R13)					
地域福祉活動計画		第1次計画 (R3~R7)					第2次計画 (R8~R12)					

## 7

## 策定体系

## (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体によって構成される策定委員会を中心に、計画案についての審議・意見交換を経て計画を策定します。

## (2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、町民の方から広くご意見・ご提案を伺うことを目的として、令和8年2月26日~3月11日まで町ホームページ、町内放送(防災無線)、SSTV(文字広告)にてパブリックコメントを実施し、意見を募集しました。(募集結果:意見者数0人)

## 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

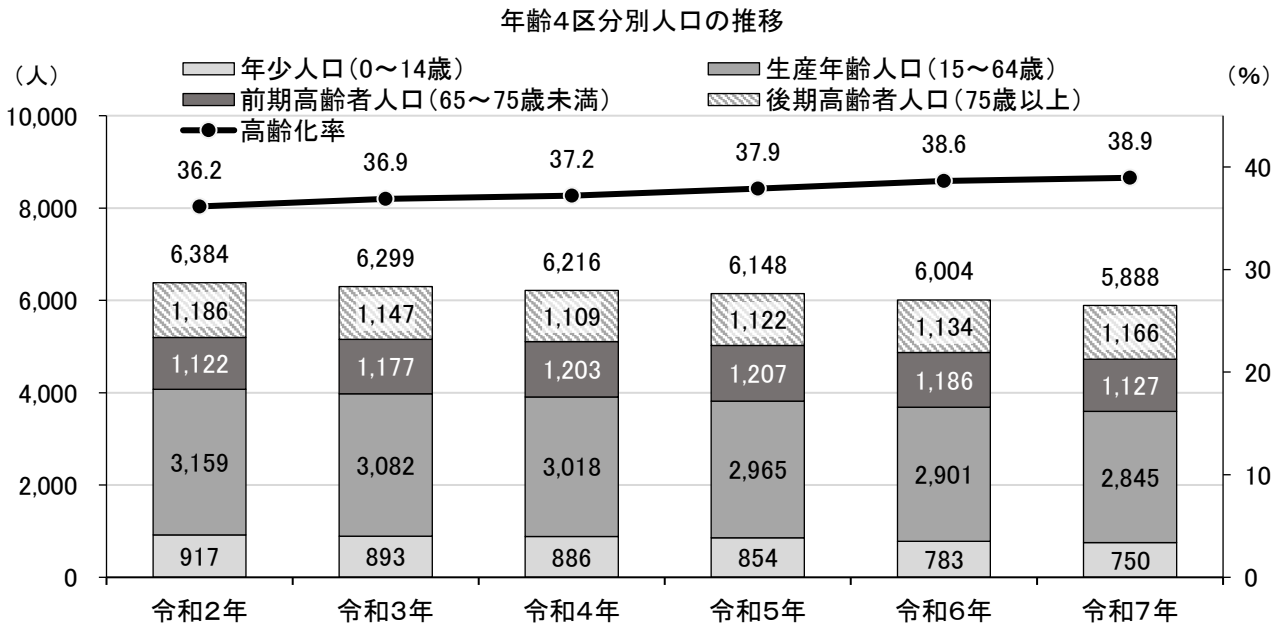


(1) 人口・世帯の状況

①総人口・年齢4区分別人口の推移

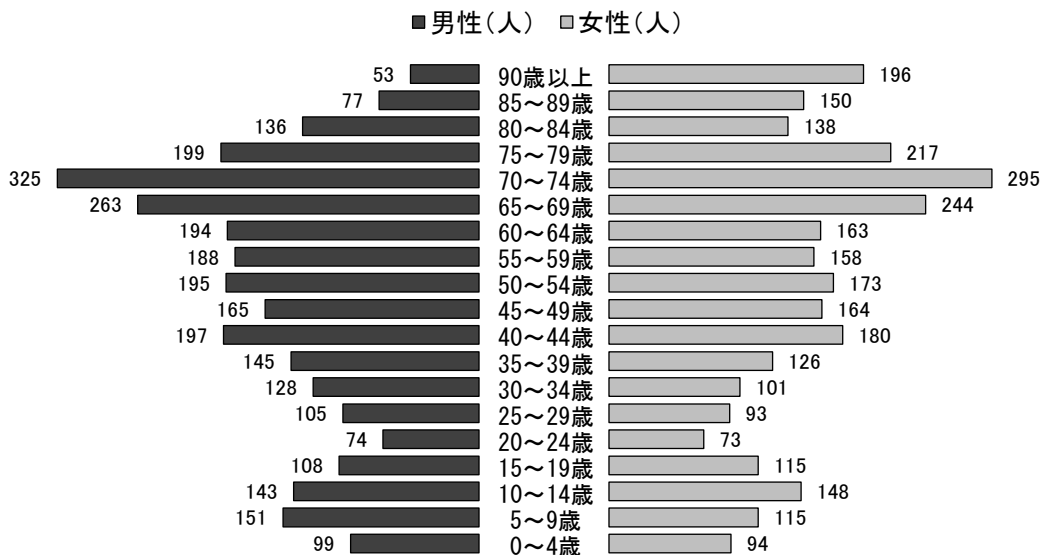
本町の令和2年以降の総人口は年々減少し、令和7年には 5,888 人となっています。人口推移を年齢区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、高齢者人口については、令和3年から令和6年までは前期高齢者が後期高齢者人口を上回っていましたが、令和7年には後期高齢者人口が多くなっています。高齢化率は年々上昇し、令和7年には 38.9%となっています。

男女別年齢階級別人口構成をみると、和泊町の最多年齢帯は 70～74 歳となっています。



資料:和泊町住民記録(各年3月末)

男女別年齢階級別人口構成



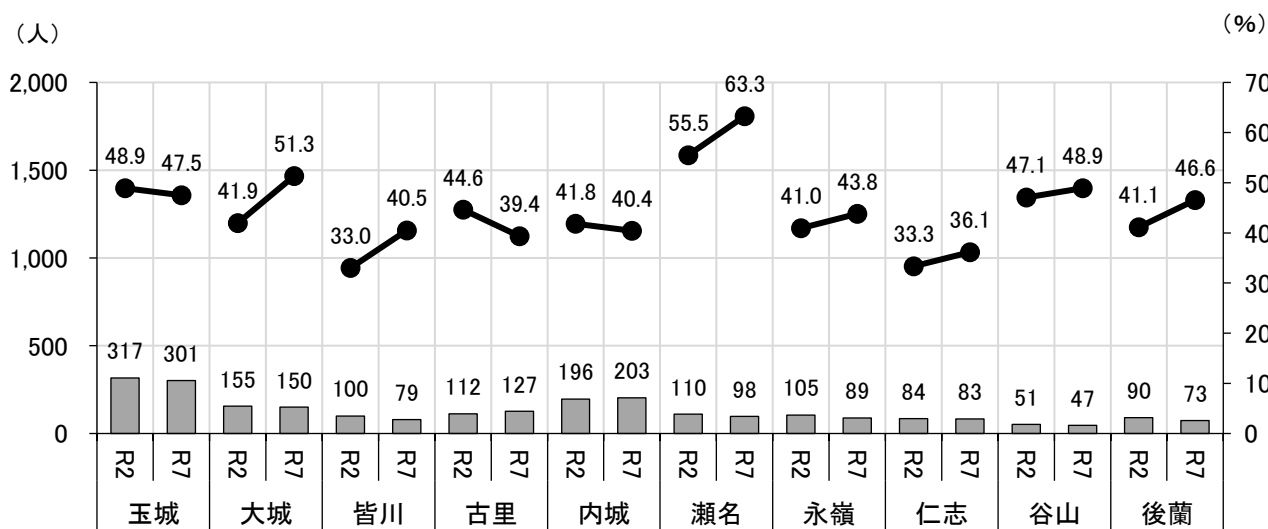
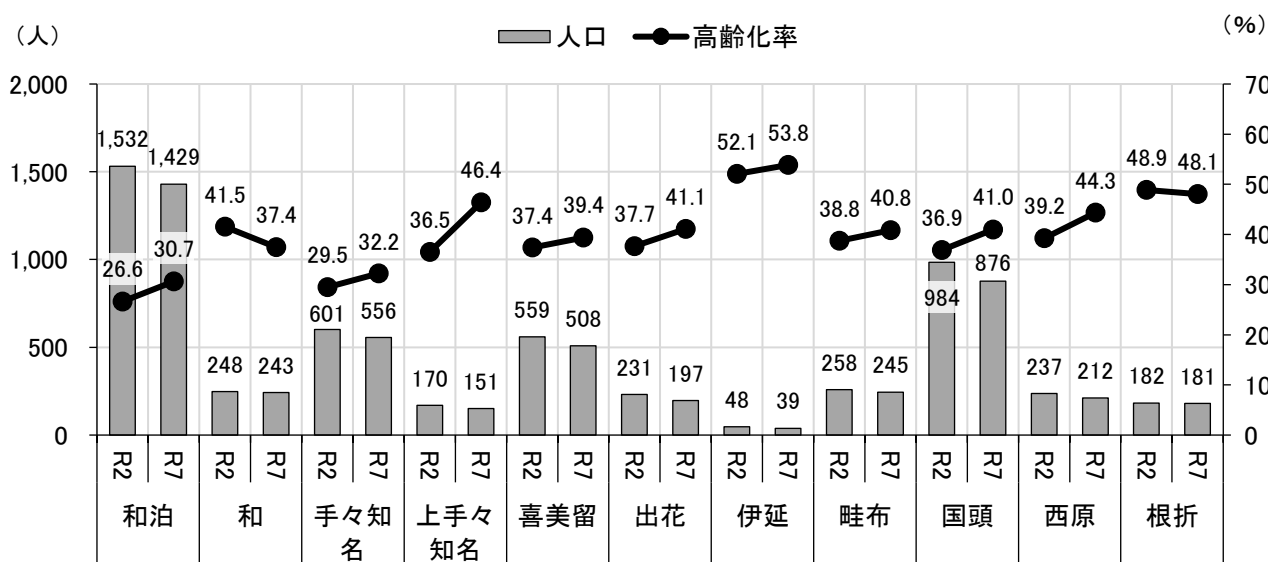
資料:和泊町住民記録(令和7年3月末)

## ②行政区別人口・高齢化率

和泊町の令和7年の行政区別人口をみると、和泊が1,429人と最も多く、伊延が39人と最も少なくなっています。高齢化率は、瀬名が63.3%と最も高くなっています。

令和2年から令和7年の5年間で人口が増加した行政区は古里と内城で、それ以外の行政区は人口が減少しています。同じく5年間で高齢化率が下がった行政区は和、根折、玉城、古里、内城で、それ以外の行政区は高齢化率が上がっており、最も上がった行政区は上手々知名となっています。

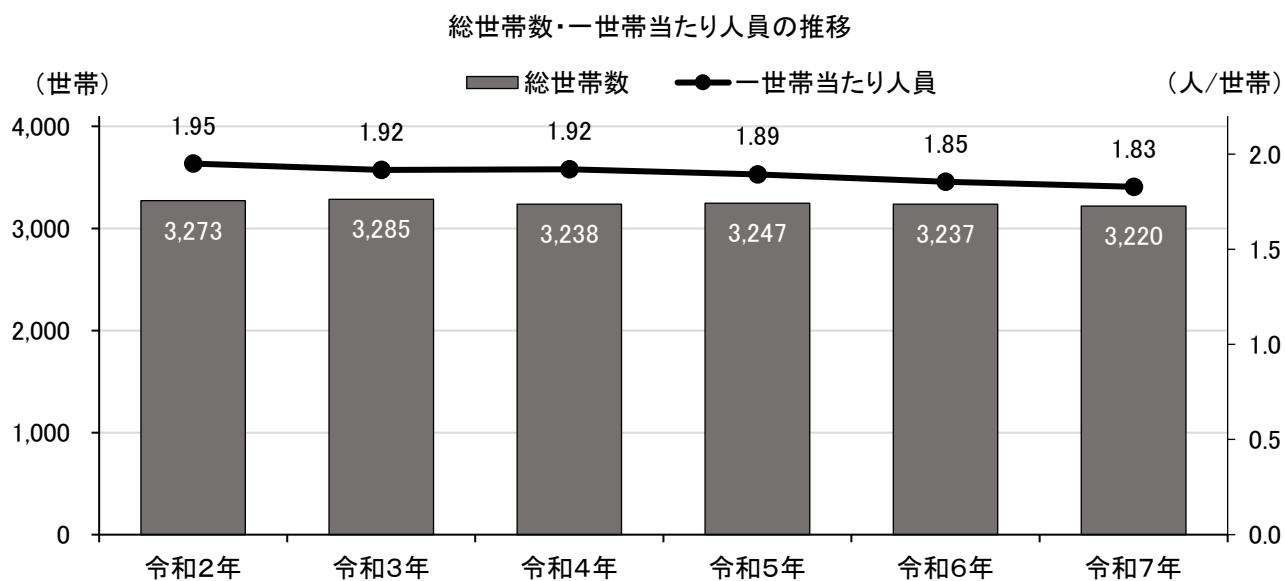
行政区別人口・高齢化率（令和2年から令和7年の推移）



資料：和泊町住民記録（各年3月末）

### ③総世帯数と一世帯当たり人員

令和2年以降の和泊町の総世帯数は減少傾向で推移しており、令和2年の3,273世帯から令和7年には3,220世帯となっています。同じく一世帯当たり人員についても減少傾向で推移しており、令和2年の1.95人から令和7年には1.83人となっています。



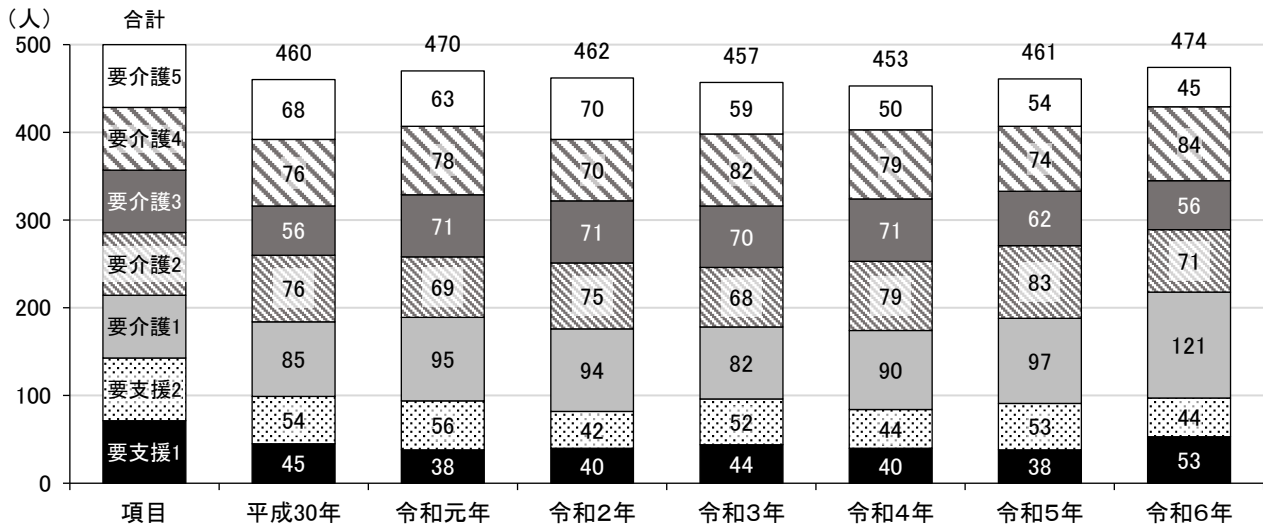
資料: 和泊町住民記録(各年3月末)

## (2) 支援を必要とする人の状況

### ①要支援・要介護認定状況

和泊町の要支援・要介護認定者数をみると、増加と減少を繰り返しながら推移しており、令和6年には474人となっています。内訳をみると、いずれの年においても要介護1の認定者数が最も多くなっています。

要支援・要介護認定者数の推移



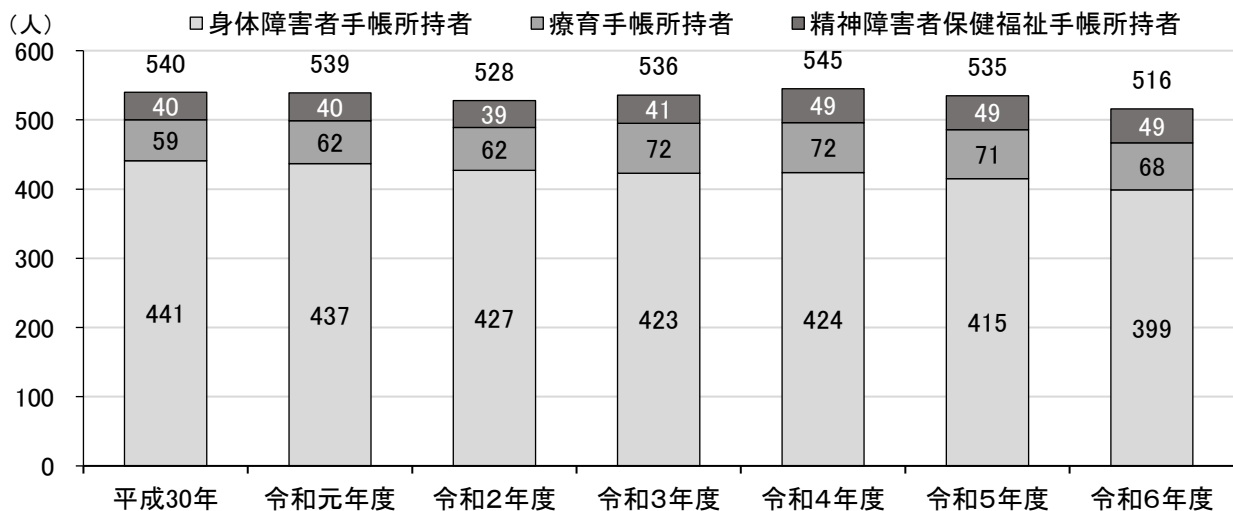
資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

### ②障害者手帳等所持者数の推移

和泊町の障害者手帳等所持者数についてみると、増加と減少を繰り返しながら推移しており、令和6年度には516人に減少しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいで推移しています。

障害者手帳等所持者数の推移



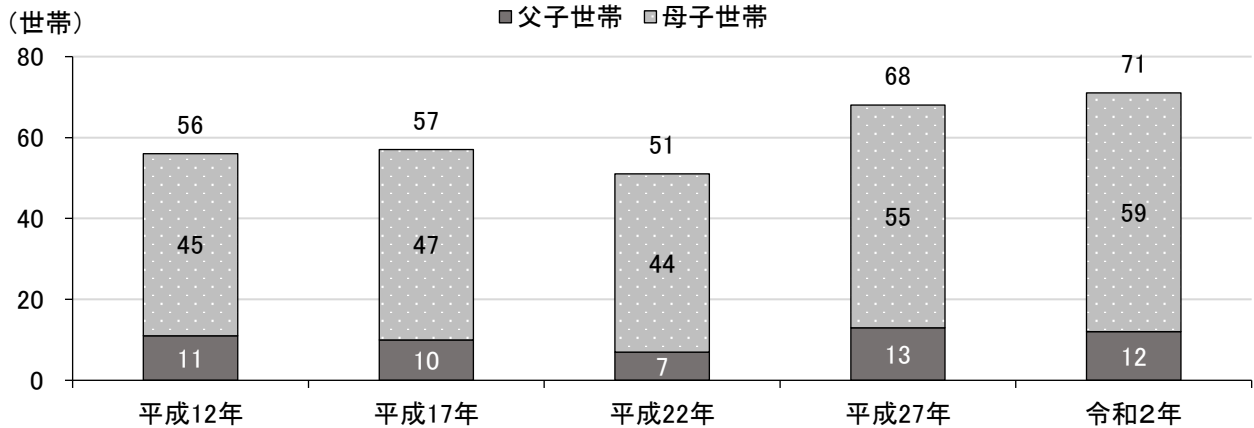
資料:所管課提供

### ③ひとり親世帯の状況

和泊町の平成12年以降の母子・父子世帯数の推移をみると、平成27年以降増加しており、令和2年には71世帯となっています。

本町の令和2年の6歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は4.3%、12歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親の割合は9.1%となっています。奄美群島内の市町村の中では低い方となっています。

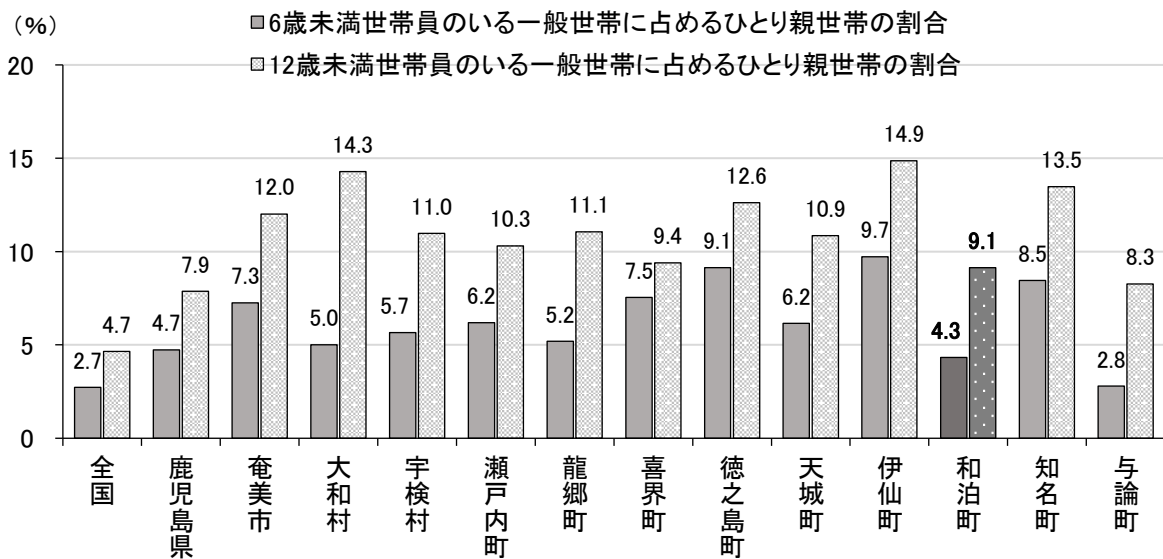
母子・父子世帯数の推移



※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親もしくは男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

資料: 各年国勢調査

一般世帯数に占めるひとり親世帯割合の推移

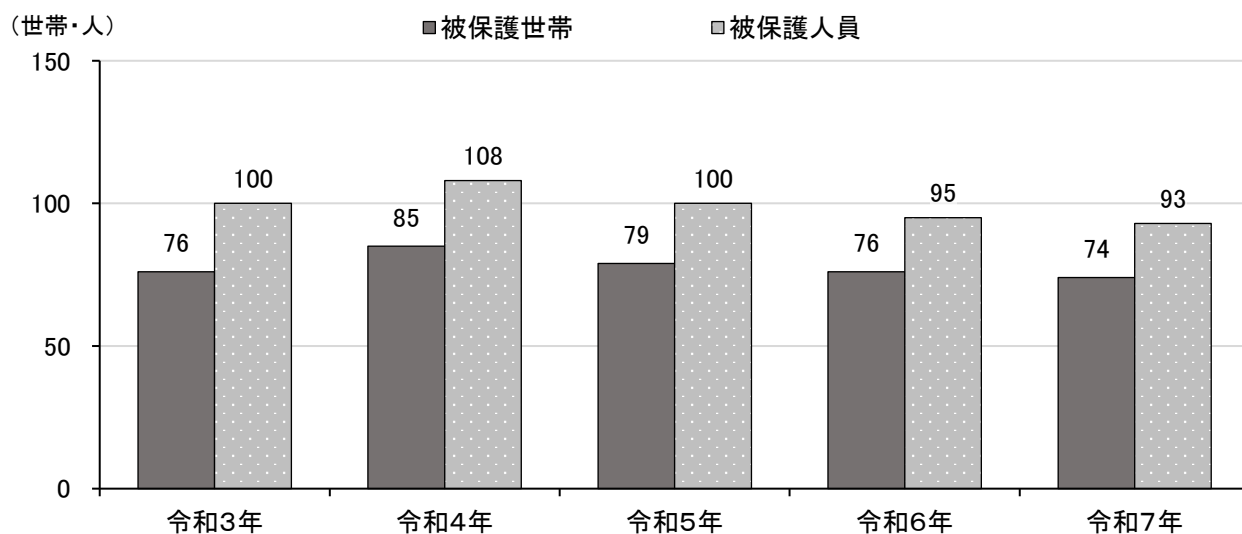


資料: 令和2年国勢調査

#### ④生活保護の状況

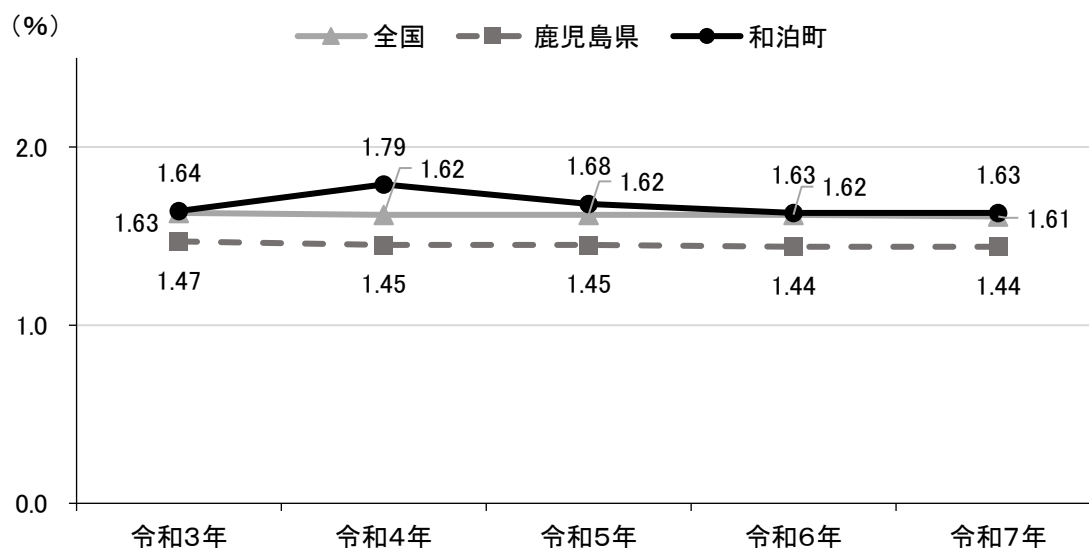
和泊町の生活保護被保護世帯数と被保護人員は、令和4年以降減少傾向にあり、生活保護率も同様の傾向で推移しています。生活保護率は、県よりも高く、全国とほぼ同等で推移しています。

生活保護被保護世帯数・被保護人員の推移



資料: 所管課提供

生活保護率の推移と比較(和泊町, 県, 全国)



資料: 所管課提供

### (3) 社会参加

#### ①高齢者の社会参加状況

和泊町の令和2年度以降の長寿クラブ団体数は、令和3年度までは20団体ありましたが、令和6年度には15団体に減少しています。

ふれあいいきいきサロン団体数も、令和6年度には7団体と減少しています。

シルバー人材センター会員数は令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度には253人と減少に転じています。

高齢者の社会参加の状況

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長寿クラブ団体数	20	20	15	16	15
長寿クラブ加入者数	834	792	621	627	645
ふれあいいきいきサロン団体数	7	9	9	7	7
シルバー人材センター会員数	269	283	295	308	253

資料: 所管課提供

#### ②ボランティア活動の状況

本町の令和6年度ボランティア登録団体数は7団体となっています。

ボランティア登録者数は令和5年度には339人いましたが、令和6年度には278人と61人減少しています。

ボランティア活動の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア登録団体数	7	9	9	7	7
ボランティア登録者数	169	292	258	339	278

資料: 所管課提供

## (4) その他

### ①虐待・DVの相談・通報件数, 自殺の状況

本町の虐待・DV 相談・通報件数について, 児童虐待相談・通報件数が最も多く, 令和6年度には18件となっています。

また, 本町の自殺の状況については, 年間に1人または0人となっています。

虐待・DVの相談・通報件数, 自殺の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者虐待相談・通報件数	5	4	2	6	2
障害者虐待相談・通報件数	0	0	1	0	1
児童虐待相談・通報件数	7	12	15	13	18
DV相談・通報件数	1	0	1	1	4
自殺者数	1	0	1	1	0

資料: 統計法に基づく福祉行政報告例(各年3月末)

### ②刑法犯認知件数

本町の刑法犯認知件数は増加傾向にあり, 令和6年には47件となっています。

刑法犯認知件数

	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数	19	27	47

資料: 鹿児島県警市町村別の犯罪発生実態(各年3月末)

## 2

# 住民アンケート調査結果からみる本町の現状

### (1) 調査概要

#### ①調査目的

本調査は、第2期和泊町地域福祉計画の策定にあたり、町民が地域の中でどのように暮らし、どのような考えを持っているのかを把握し、策定の基礎資料に活用することを目的として実施しました。

#### ②調査方法、調査期間、回収数

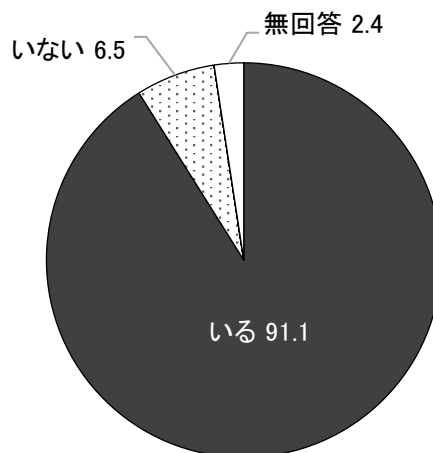
調査対象	和泊町内に居住する満18歳以上の町民1,000人
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査期間	令和7年8月28日（発送）～9月19日（返送締切）
回収数	416件（有効回収数：415件）
回収率	41.6%（有効回収率：41.5%）

### (2) 調査結果（抜粋）

暮らしの中で相談や助けが必要なときに助けてもらえる人はいますか。

暮らしの中で相談や助けが必要なときに助けてもらえる人が「いる」と回答した割合が91.1%と多数を占めていますが、「いない」と回答した方も6.5%います。

助けが必要なときに助けしてくれる人がいるか(全体)



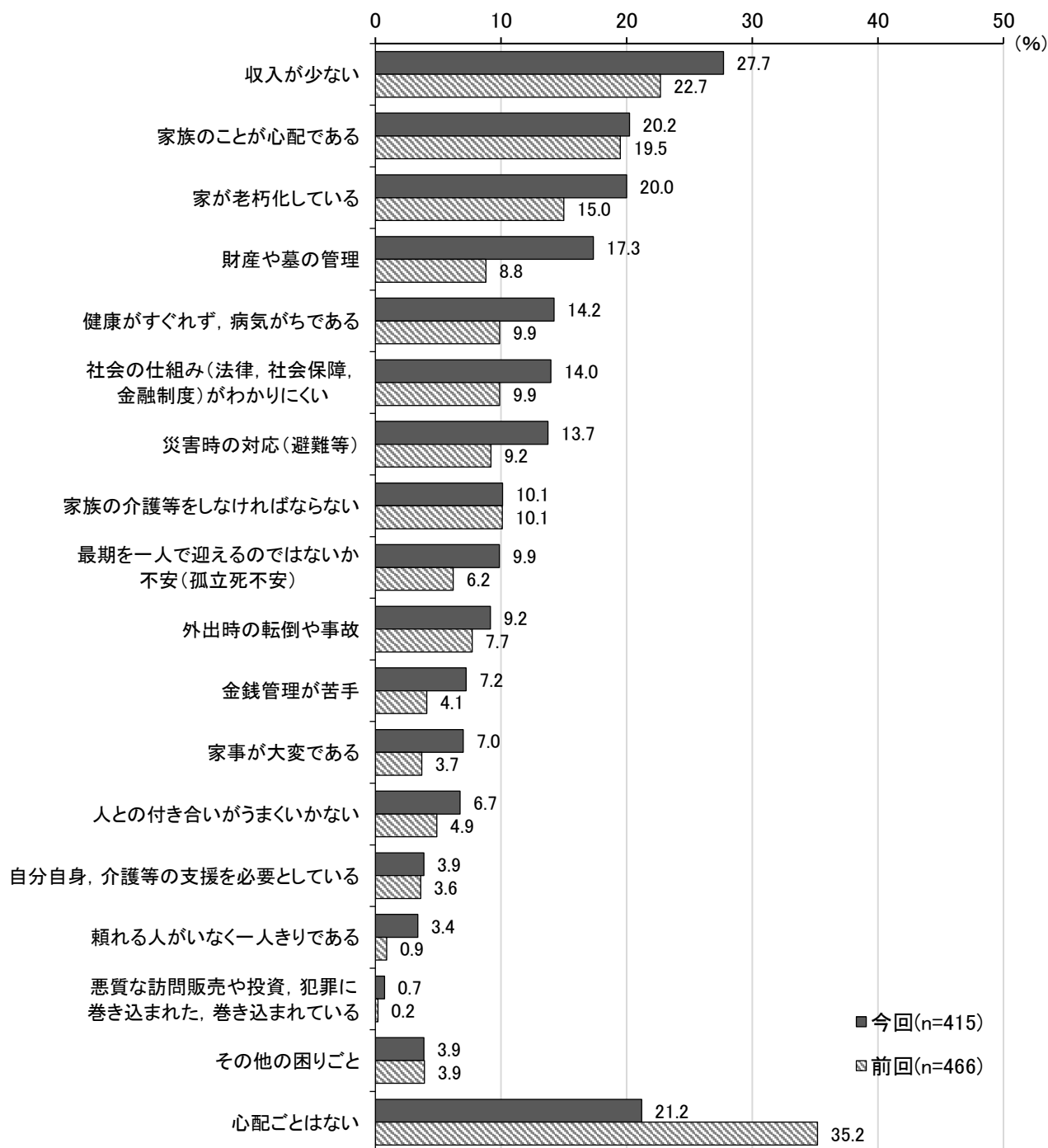
全体(n=415)  
単位：%

現在、あなたご自身の生活上、不安な点、問題点あるいは不自由をされていることがありますか。

自身の生活上、不安な点、問題点あるいは不自由をされていることについて、「収入が少ない」が27.7%と最も高く、次いで「家族のことが心配である」の20.2%、「家が老朽化している」の20.0%となっています。

前回調査と比較すると、ほとんどの項目で割合が上昇しています。特に「財産や墓の管理」、「収入が少ない」、「災害時の対応（避難等）」、「健康がすぐれず、病気がちである」が上がっており、経済的問題や災害対応、健康面で不安や問題を抱えていることがうかがえます。

生活上の不安なこと(全体・前回調査との比較)

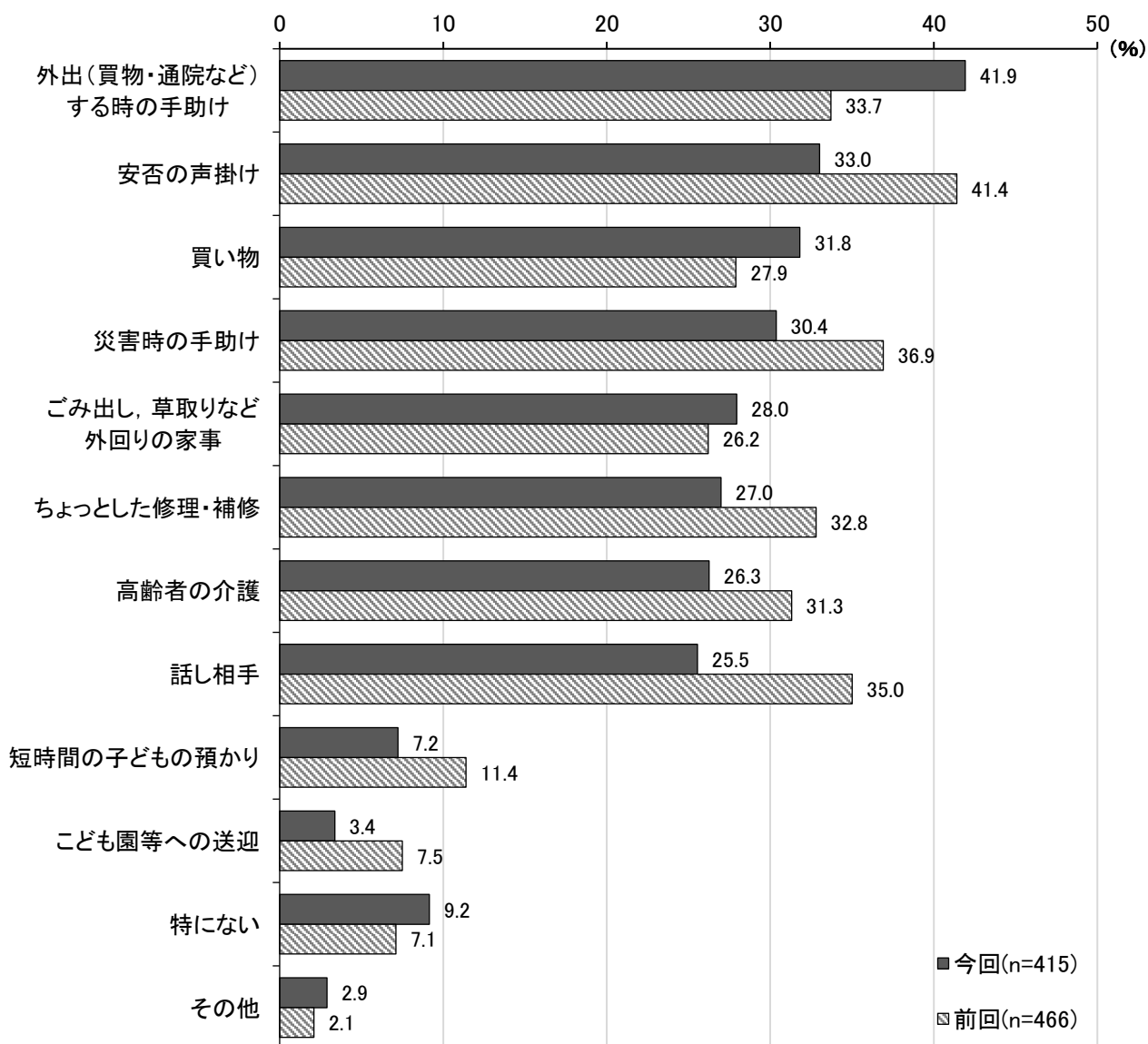


自分やご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどにおいて、日常生活が不自由になったとき、どのような手助けをしてほしいですか。

日常生活が不自由になったときの必要な支援について「外出（買物・通院など）する時の手助け」が41.9%と最も高く、次いで「安否の声掛け」の33.0%、「買い物」の31.8%となっています。

前回調査と比較すると、「外出（買物・通院など）する時の手助け」、「買い物」などの移動支援が望まれています。

日常生活が不自由なとき、どのような手助けがほしいか(全体・前回調査との比較)



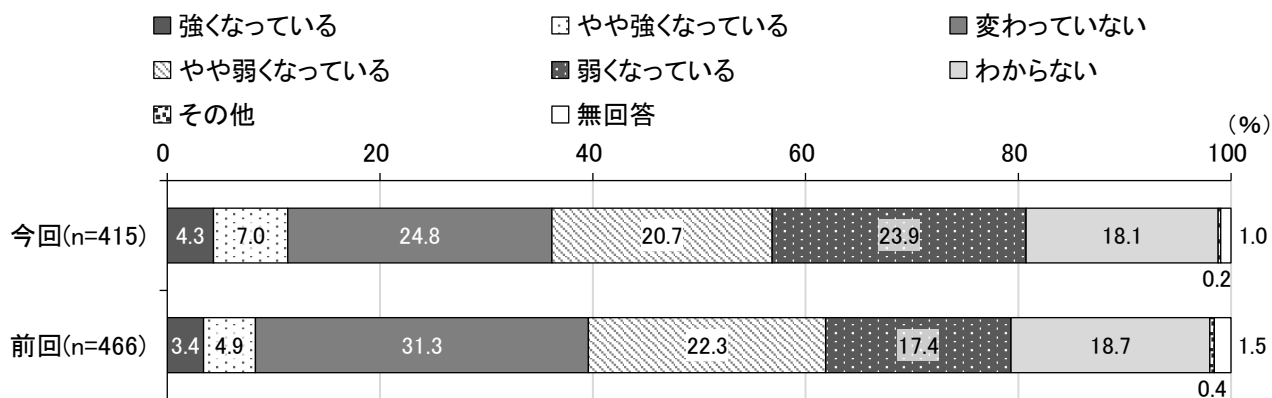
今住んでいる地域のつながりが、以前と比べてどのようになっていると感じますか。

地域のつながりについて、『弱くなっている（「弱くなっている」と「やや弱くなっている」の合計：以下同様）』が 44.6%となっています。

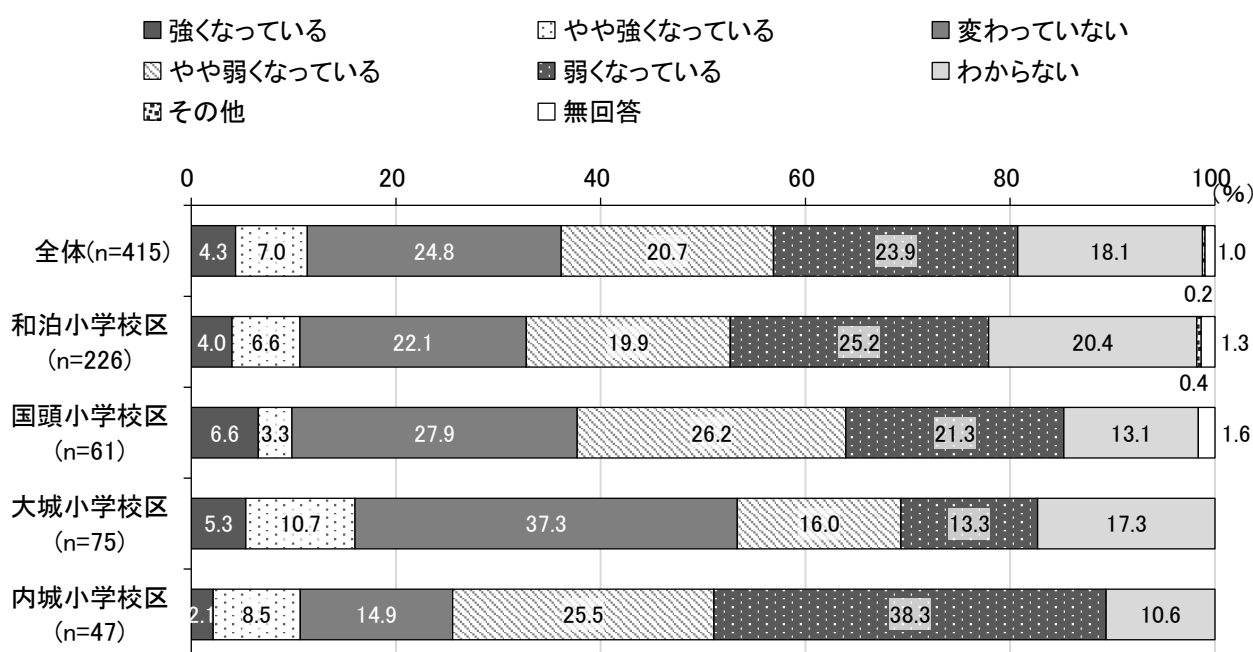
前回調査と比較すると、『強くなっている（「強くなっている」と「やや強くなっている」の合計）：以下同様』が 3.0 ポイント増、『弱くなっている』が 4.9 ポイント増となっており、つながりの二極化が進んでいます。

小学校区別でみると、『強くなっている』は大城小学校区が最も高く、『弱くなっている』は内城小学校区が最も高くなっています。

地域のつながりはどのようになっていると感じるか(全体・前回調査との比較)



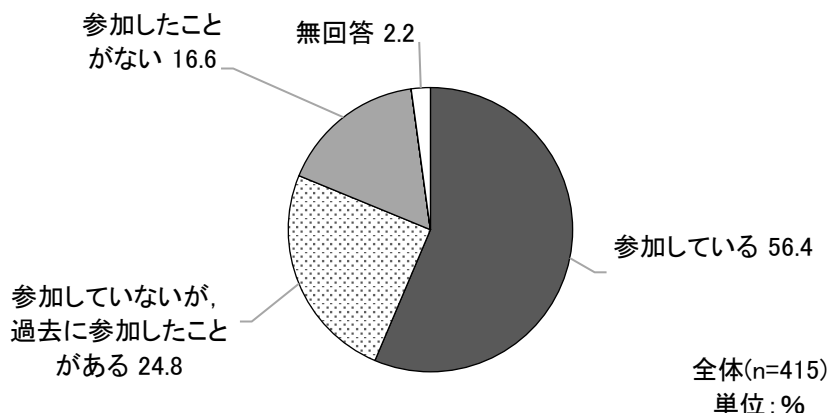
地域のつながりはどのようになっていると感じるか(小学校区別)



現在, 自治会(字)や育成会, PTAなどの地域活動に参加していますか。

自治会(字)や育成会, PTA などの地域活動に参加しているかについて, 「参加している」が 56.4%, 「参加していないが, 過去に参加したことがある」が 24.8%, 「参加したことがない」が 16.6%となっています。

自治会や育成会, PTAなどの地域活動に参加しているか(全体・年齢別)

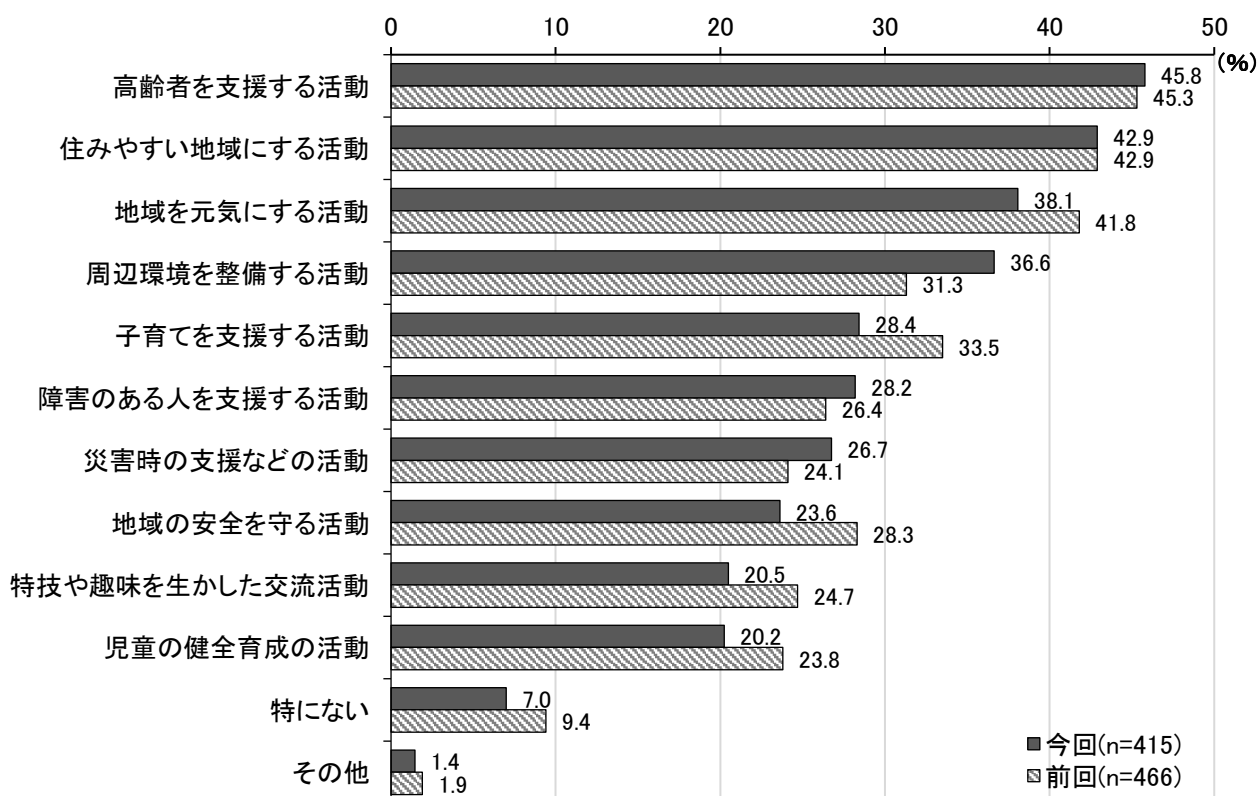


あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。

今後どのような地域活動が必要だと思うかについて, 「高齢者を支援する活動」が 45.8%と最も高く, 次いで「住みやすい地域にする活動」の 42.9%, 「地域を元気にする活動」の 38.1%となっています。

前回調査と比較すると, 「周辺環境を整備する活動」, 「災害時の支援などの活動」, 「障害のある人を支援する活動」が上昇しています。

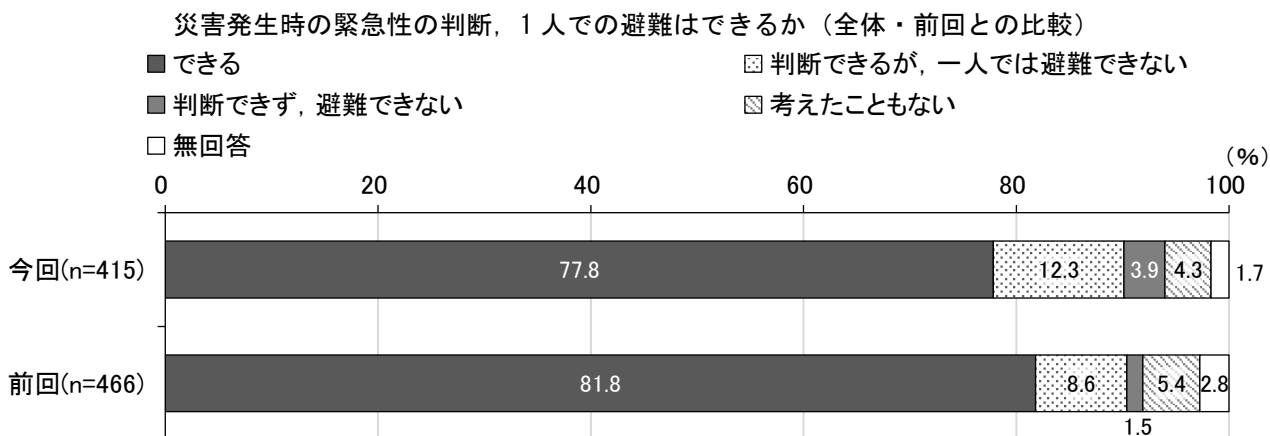
今後必要だと思う地域活動(全体・前回との比較)



災害発生時に、緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができますか。

災害発生時に緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができるかについて、「できる」が 77.8%、「判断できるが、一人では避難できない」が 12.3%、「判断できず、避難できない」が 3.9%となっています。

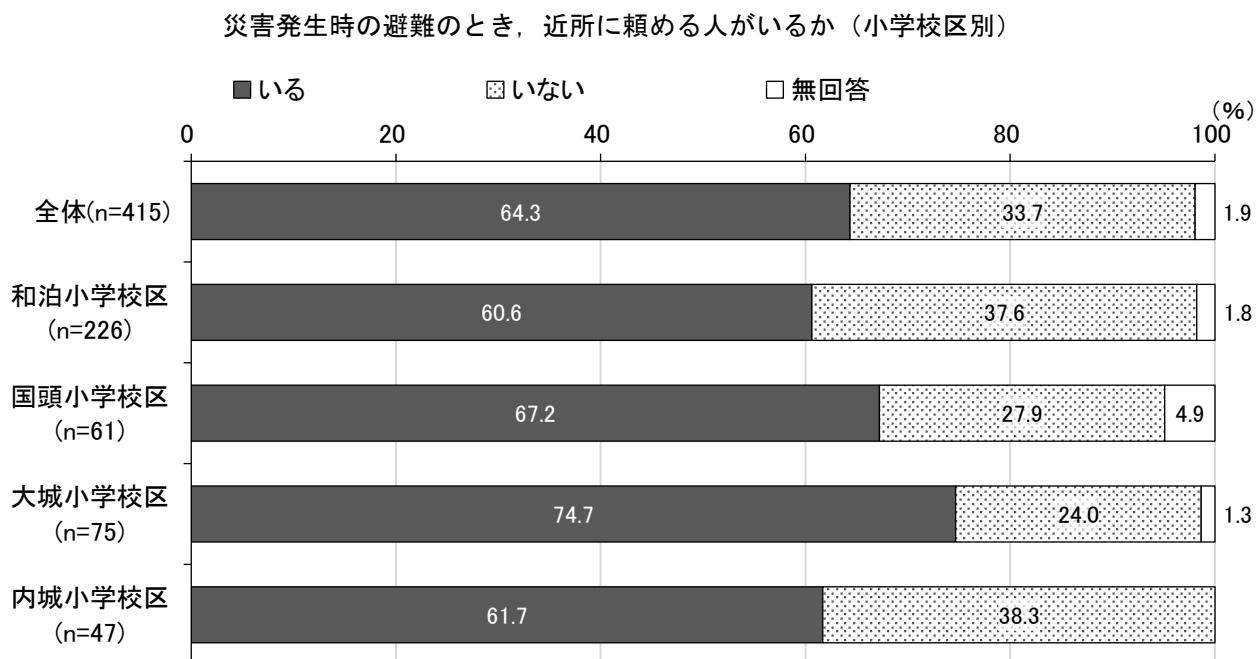
前回調査と比較すると、「できる」が 4.0 ポイント減、「判断できるが、一人では避難できない」が 3.7 ポイント増となっています。



災害発生時に避難するとき、近所のだれかに頼める人がいますか。

災害発生時に避難するとき、近所に頼める人がいるかについて、全体では「いる」が 64.3%、「いない」が 33.7%となっています。

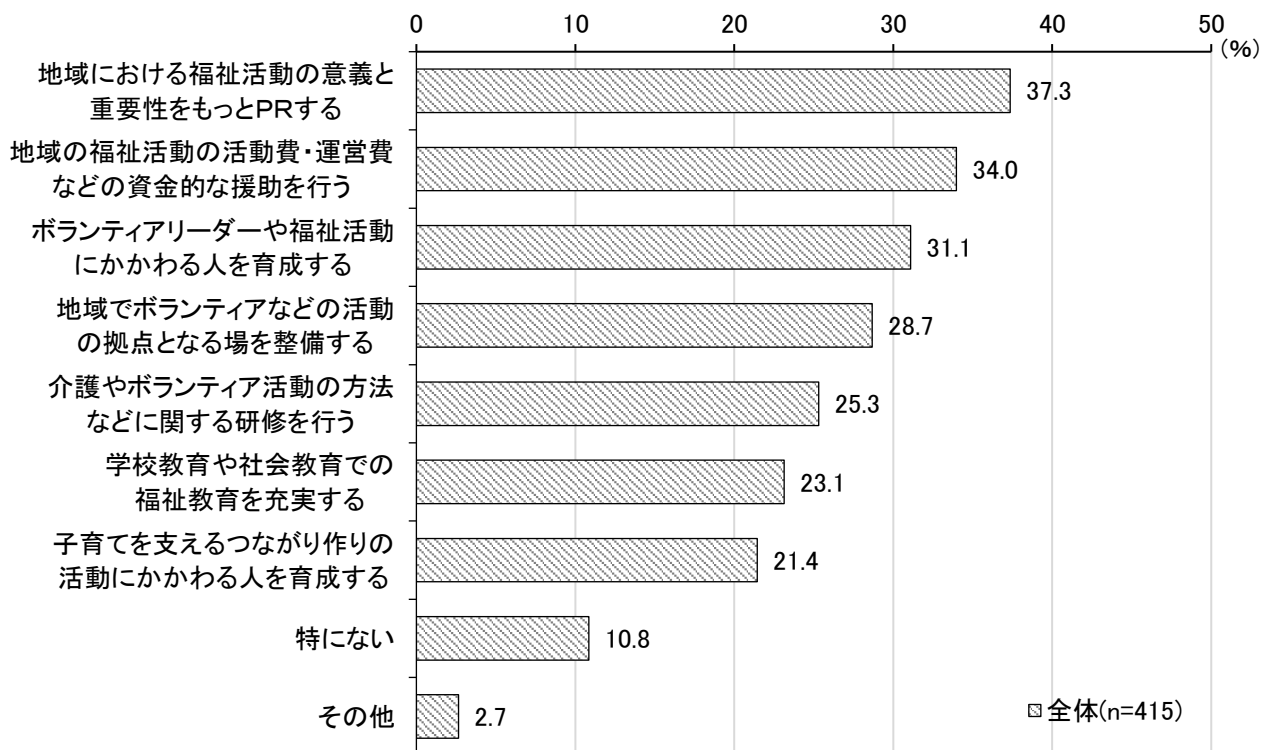
小学校区別でみると、「いる」は大城小学校区が 74.7%と最も高く、「いない」は内城小学校区が 38.3%と最も高くなっています。



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なことについて、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が37.3%と最も高く、次いで「地域の福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」の34.0%、「ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人を育成する」の31.1%となっています。

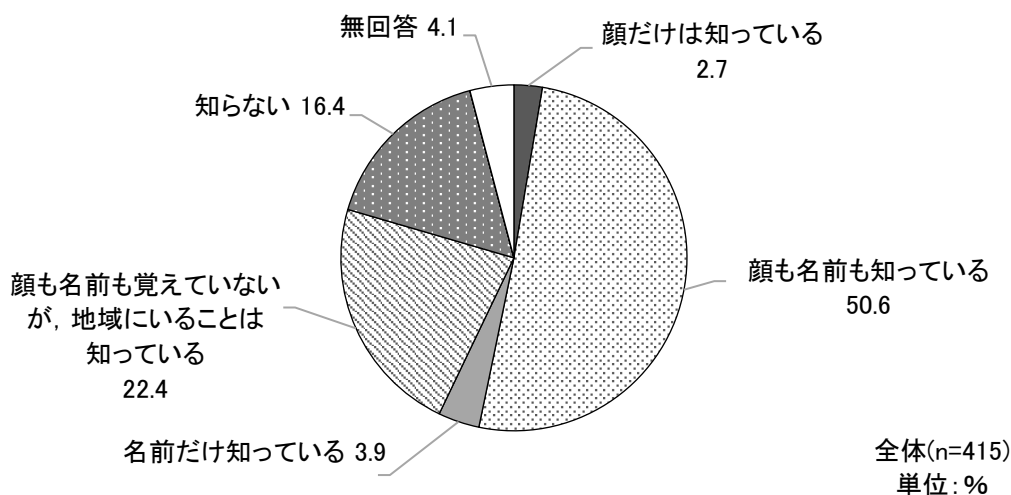
地域での助け合い活動を活発にするために必要だと思うこと（全体）



あなたは、お住まいの地域の民生委員・児童委員をご存じですか。

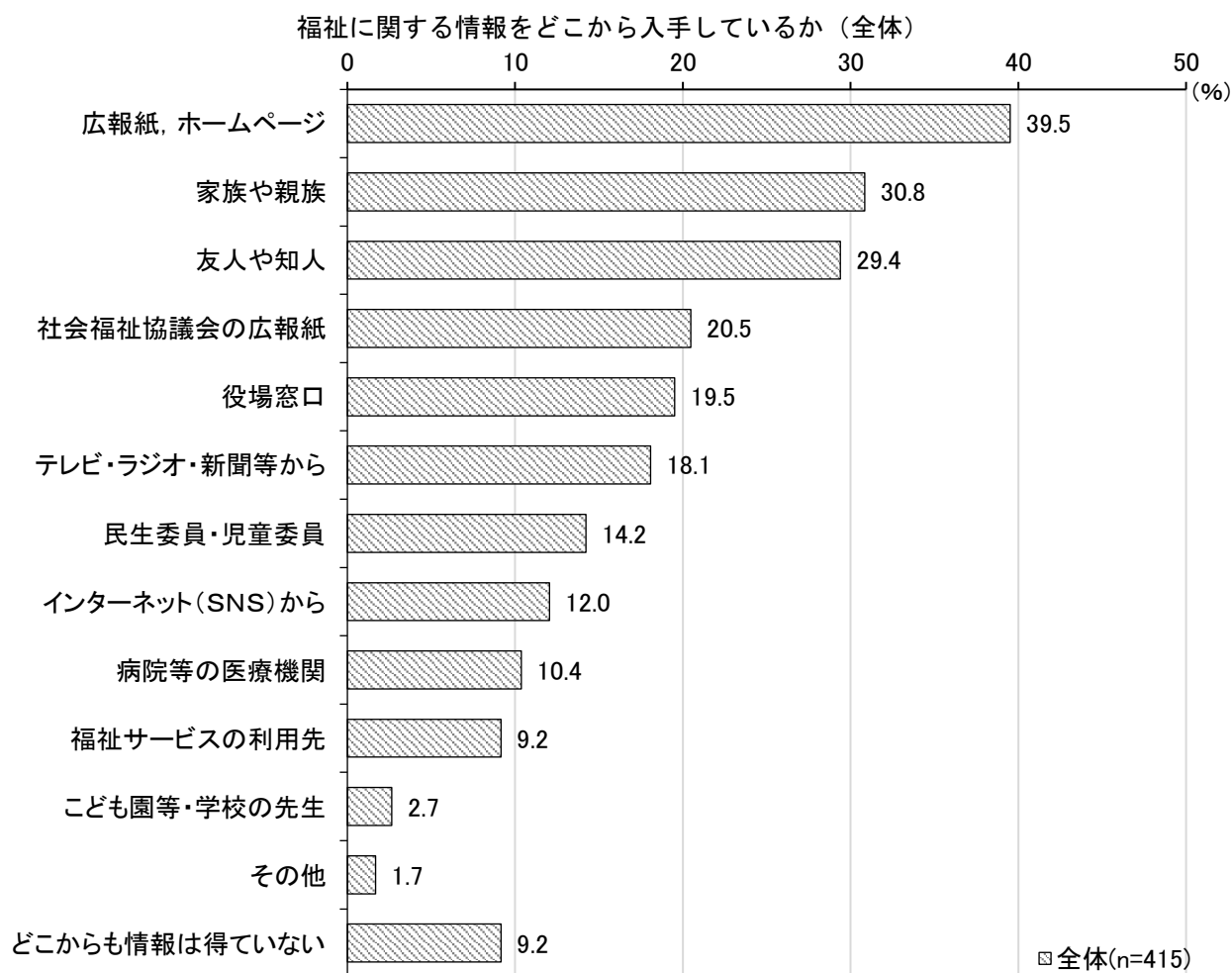
地域の民生委員・児童委員の認知度について、「顔も名前も知っている」が50.6%と最も高く、次いで「顔も名前も覚えていないが、地域にいることは知っている」の22.4%、「知らない」の16.4%となっています。

地域の民生委員・児童委員を知っているか（全体）



## 福祉に関する情報はどこから入手していますか。

福祉に関する情報の入手先について、「広報紙, ホームページ」が 39.5%と最も高く, 次いで「家族や親族」の 30.8%, 「友人や知人」の 29.4%となっています。一方, 「どこからも情報は得ていない」は 9.2%となっています。



## 3

## 関係団体調査結果からみる本町の現状

## (1) 調査概要

## ①調査目的

本調査は、第2期和泊町地域福祉計画の策定にあたり、社会福祉関係機関、民生委員・児童委員、保護司、区長の皆様がどのような考えを持っているのかを把握し、策定の基礎資料に活用することを目的として実施しました。

## ②調査方法、調査期間、回収数

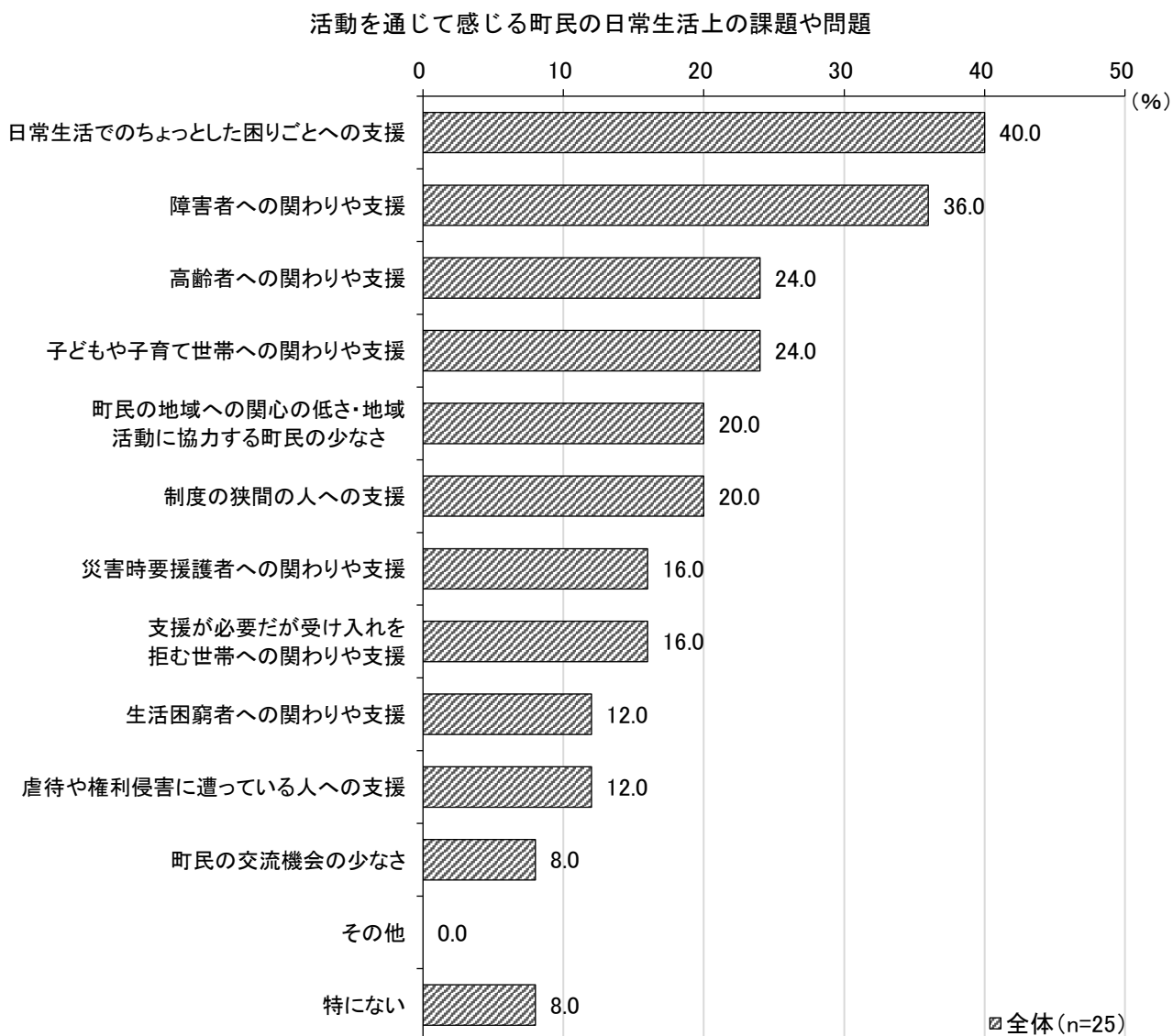
調査対象	社会福祉関係機関 28 件	
	民生委員・児童委員 23 人	
	保護司 6 人	
	区長 21 人	
調査方法	社会福祉関係機関	郵送配付，郵送回収
	民生委員・児童委員	
	保護司	
	区長	定例会にて配布，郵送回収
調査期間	社会福祉関係機関	令和7年9月30日（発送）～10月14日（返送締切）
	民生委員・児童委員	
	保護司	
	区長	令和7年9月25日（配布）～10月10日（返送締切）
回収数 (回収率)	社会福祉関係機関	25 件 (89.3%)
	民生委員・児童委員	21 件 (91.3%)
	保護司	5 件 (83.3%)
	区長	16 件 (76.2%)

## (2) 調査結果(抜粋)

### ①社会福祉関係機関調査

活動を通じて、町民の日常生活上のどのような課題や問題があると感じていますか。

町民の日常生活上のどのような課題や問題があると感じているかについて、「日常生活でのちょっとした困りごとへの支援」が40.0%と最も高く、次いで「障害者への関わりや支援」の36.0%、「高齢者への関わりや支援」「子どもや子育て世帯への関わりや支援」の24.0%となっています。



団体の状況について、現状や困っていること、よいところなどをご記入ください。

#### 全体的な意見

社会資源や関係機関が少なくないため、他の地域に比べ連携はとれている方だと認識している。  
各職員が複数の事業を兼務しているため、地域へ出向く機会が減少傾向。

#### 高齢者福祉分野施設の回答

人手不足により、各団体からの発注が増えており、人材確保が問題になってきている。

行事参加、外出をもっと増やしたいと思っているが、入居者の体調、介護スタッフ不足、車の手配等により実現できない事が多くなってきた。

近隣住民との交流がほとんどない。

身寄りが無い、もしくは家族や血縁者との関係性が良くない独居世帯の支援がとても難しい。

介護施設の減少や介護職員の減少に伴い、介護負担が増している。

ホームの行事の中に年 2~3 回は交流活動を取り入れ、地域の方々との関係性の継続につなげています。地域の行事(字長寿クラブ、小学校運動会、盆踊り等)に自分たちから参加し、地域の一員として活動しています。

#### 児童福祉分野施設の回答

支援を要する子ども達の行事、交流機会の参加などが困難。支援の必要な子が増えているが配置基準以上の人員配置も難しく、又、行事や交流など非日常となる事で予想外の事も起こりうるため。

助成金による活動が基盤となっているため、運営継続が難しい。支援する場所が全面に出ず、地域のカフェ、託児、遊具施設、レンタルスペースが入った施設のため、放課後の居場所、地域食堂と地域が繋がりがやすい。様々な背景や家庭環境が見えやすいと感じる。

シルバー世代を中心に支援員を配置しているため、年齢と共に体調不良やケガなどが増え人材不足を感じる。

行政の支援が届かない世帯の現状の把握をしてほしい。支援する事業者支援を行政が課題として認識すべき。

#### 障害福祉分野施設の回答

事業啓発のため、地域の民生委員の方などの見学、体験受け入れ。見守りやサポートが必要そうな地域住民について情報共有とつなぎ。

公園などの公共施設の清掃。

地域の支え合い、町民同士のつながりづくりなど地域福祉の向上のために、団体としてできること、やってみたいことは何ですか。また、行政にお願いしたいことは何ですか。〔自由記述〕

a. 自分たちの団体にできること、やってみたいこと

高齢者福祉分野施設の回答

自分の施設の敷地内や近所での緑化, 掃除。
地域の高齢者が, 元気に仕事ができる環境を整えたいと思っています。
在宅での介護について相談や悩みがある町民がいたら, 施設内で行っていることで参考になる例もあると思うのでアドバイスはできると思います。
敬老会などのイベントへの参加要請。
地域行事, 町の行事への参加など。
ホームでカフェを開き, 地域の方々と交流をしたい。

児童福祉分野施設の回答

事業啓発のため, 地域の民生委員の方などの見学, 体験受け入れ。見守りやサポートが必要そうな地域住民について情報共有とつなぎ。
地域を含めた避難訓練。いざという時, 園児と避難するのに周囲の協力が得られるのか。避難先ではどんな風に待機などをするのか想定が難しいため。
居場所の開放, 交流。地域食堂は子どもの利用が定着しているので近隣施設の大人の利用や上の年代も利用してもらって様々な年代の交流を増やしたい。
保護者が安心して仕事ができるように子ども達をしっかり見守っていききたい。
療育が必要なお子様が増えている状況で就学, 進学, 特に今後は就労に向けて島内で出来ることは何か具体化していきたい。
形式だけの活動でなく, 進展に寄与する活動となってほしい。

障害福祉分野施設の回答

事業啓発のため, 地域の民生委員の方などの見学, 体験受け入れ。見守りやサポートが必要そうな地域住民について情報共有とつなぎ。
公園などの公共施設の清掃。

その他機関の回答

自分の子も他人の子も地域の宝。地域全員で子育てサポート。
------------------------------

b. 行政にお願いしたいこと

高齢者福祉分野施設の回答

島全体の施設の統廃合のための大きな窓口づくり。人材確保の仕組みづくり。居宅支援の一元化。
準備もあるため依頼しづらいが、若い世代や幼稚園や小学校などの子ども達の慰問や交流の機会があるとうれしい。
十分に協力頂いているので今のところ要望はありません。
ボランティアを募り、施設への派遣。
イベント、行事の参加を促してほしい。

児童福祉分野施設の回答

補助が必要な所、取組への支援。
民間組織との連携。事業同士の交流機会。プレイヤーとして動いている人は多い地域と思う。新しいことを生み出すのではなく、今ある、いる人達と一緒に工夫して盛り上げていくことをしてほしい。
保護者支援、安定した生活、納税まで継続的に出来る環境の就労支援と人づくりで行政が出来ることは何か。支援が必要な子が増えている。いつか大人になる。島内の方が暮らしやすい、自立して島の力になるよう育てていきたい。
顕在化している部分でなく、潜在的にある町民の困りごとを見る力を持ってほしい。

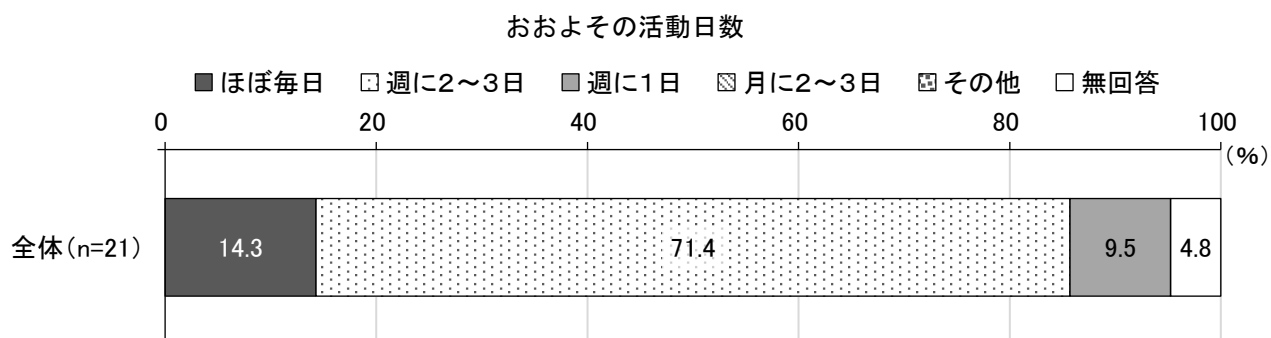
障害福祉分野施設の回答

補助が必要な所、取組への支援。
障害にあった住居の提供。

## ②民生委員・児童委員調査

民生委員・児童委員としての1か月のおおよその活動日数を教えてください。

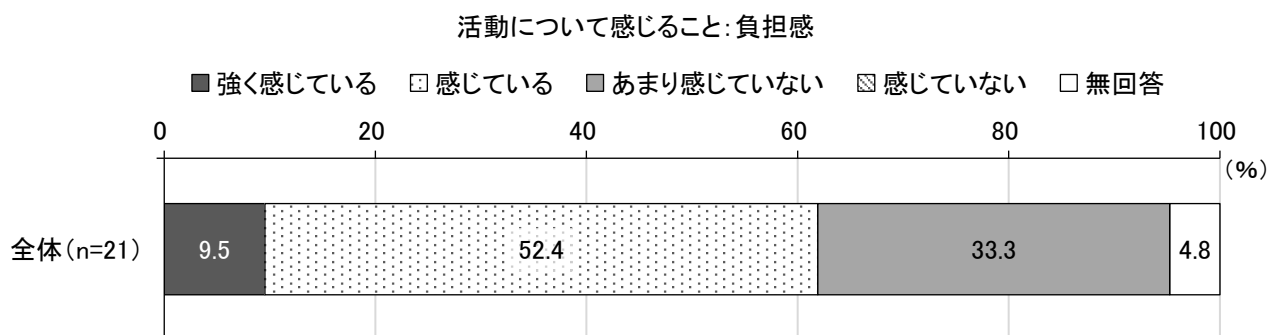
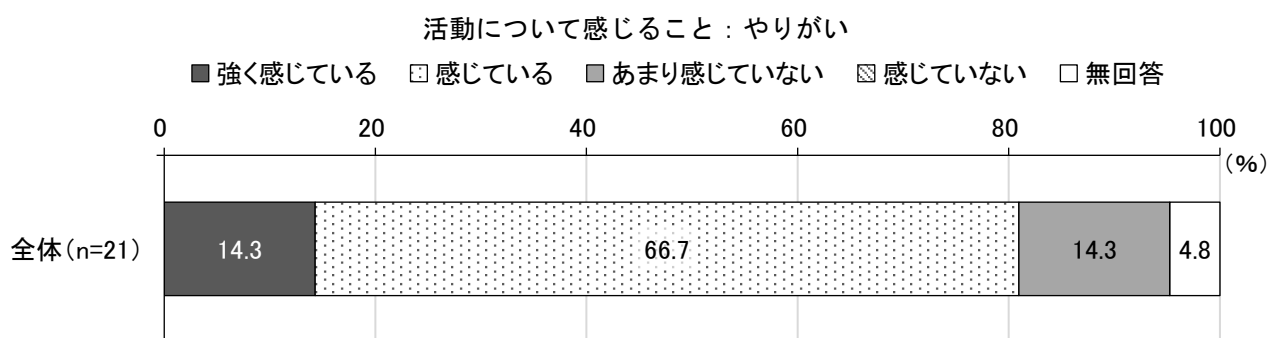
活動日数について、「週に2～3日」が71.4%と最も高く、次いで「ほぼ毎日」の14.3%、「週に1日」の9.5%となっています。



民生委員・児童委員の活動について、やりがいや負担感はどのように感じていますか。

やりがいは、「感じている」が66.7%と最も高く、「強く感じている」と「あまり感じていない」が14.3%で、『感じている（「強く感じている」と「感じている」の合計：以下同様）』は、81.0%となっています。

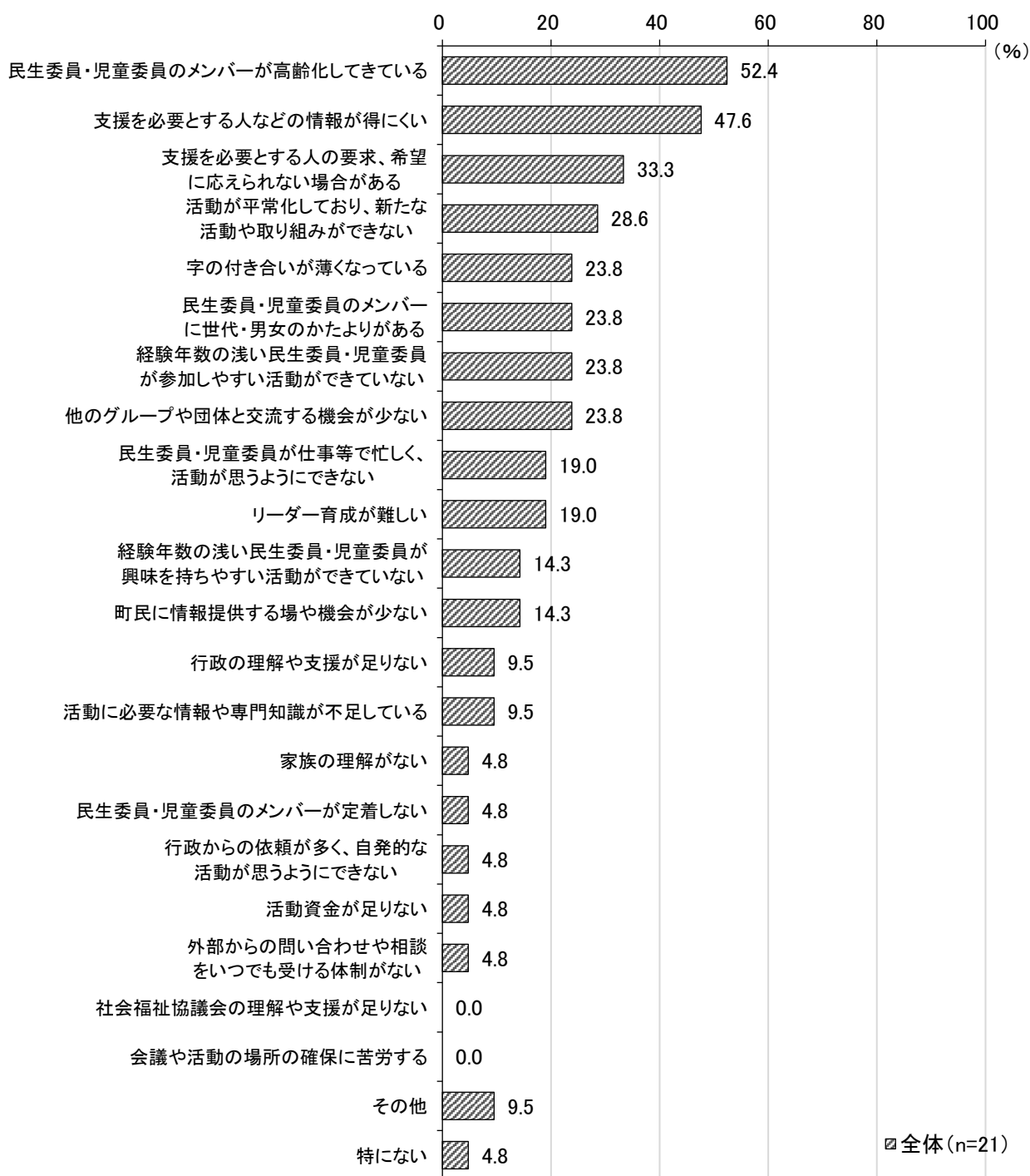
負担感は、「感じている」が52.4%と最も高く、次いで「あまり感じていない」の33.3%、「強く感じている」の9.5%となっており、『感じている』は61.9%となっています。



民生委員・児童委員，主任児童委員の活動の中で，現在，困っていることは何ですか。

活動の中で現在困っていることは，「民生委員・児童委員のメンバーが高齢化してきている」が52.4%と最も高く，次いで「支援を必要とする人などの情報が得にくい」の47.6%，「支援を必要とする人の要求，希望に応えられない場合がある」の33.3%となっています。

活動の中で現在困っていること



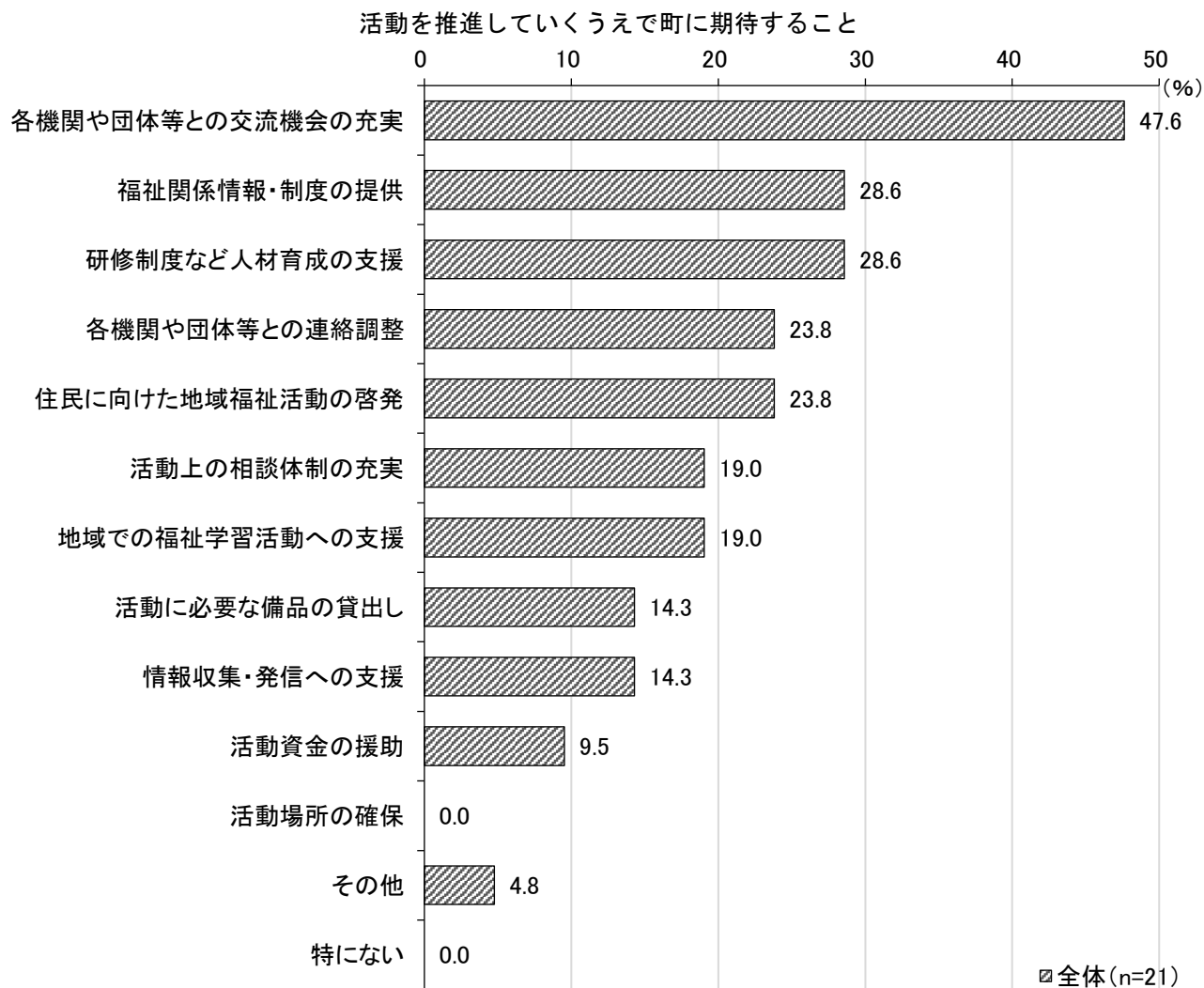
その他の内容

コロナ禍で活動が変わった。ここ10数年で行政の民生委員に対する価値観の低下を感じる。

支援を必要としている方と話ができない。受け入れてくれない。

地域福祉活動を推進していくうえで、和泊町に期待することは何ですか。

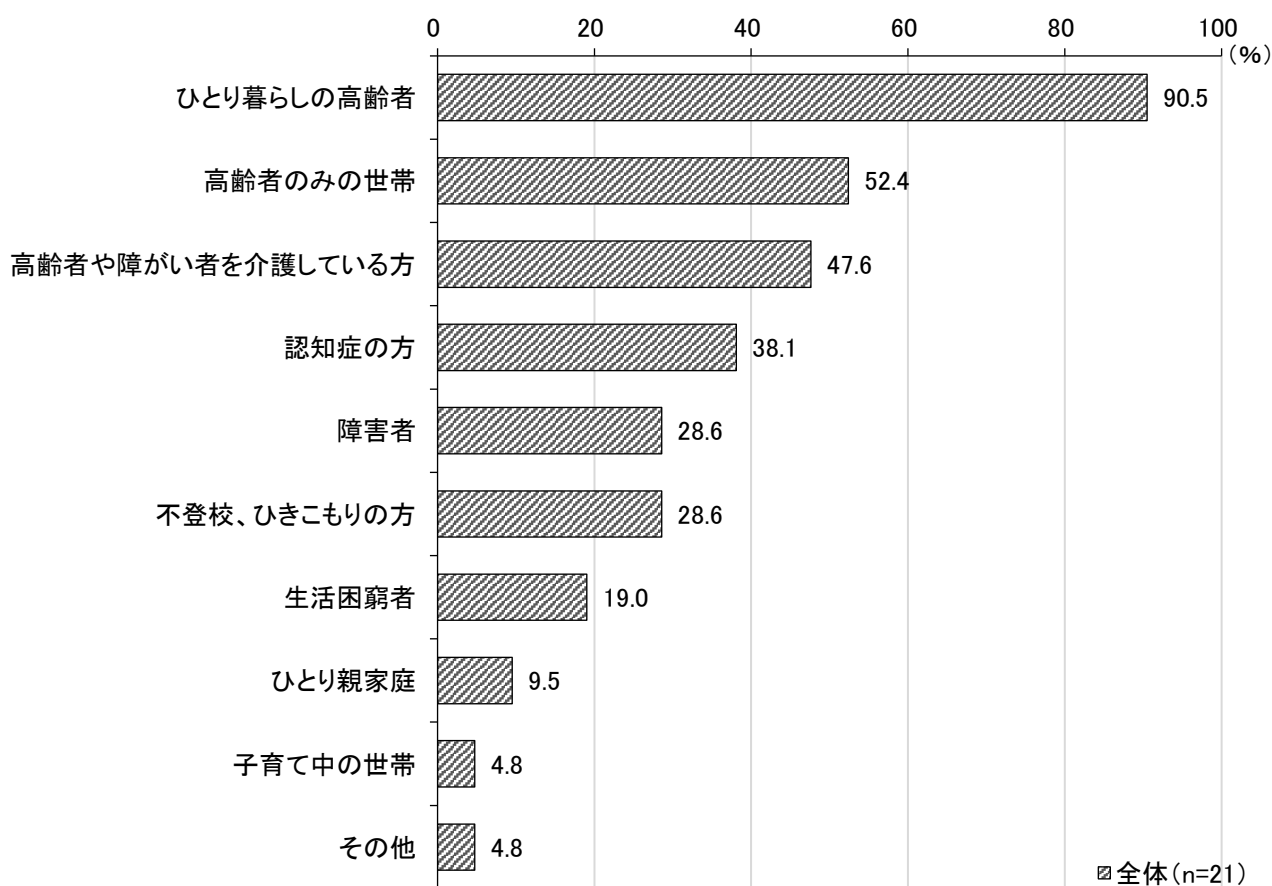
活動を推進していくうえで町に期待することは、「各機関や団体等との交流機会の充実」が47.6%と最も高く、次いで「福祉関係情報・制度の提供」「研修制度など人材育成の支援」の28.6%、「各機関や団体等との連絡調整」「住民に向けた地域福祉活動の啓発」の23.8%となっています。



地域の中で特に支援が必要と思われる方はどんな方々ですか。

「ひとり暮らしの高齢者」が90.5%と極めて高く、次いで「高齢者のみの世帯」の52.4%、「高齢者や障害者を介護している方」の47.6%となっています。

地域の中で特に支援が必要と思われる方



#### その他の内容

子どもに対するサポートはこども未来課等広まっているが、大人で精神的不調の方や社会生活につまずいている方への窓口が少ない。

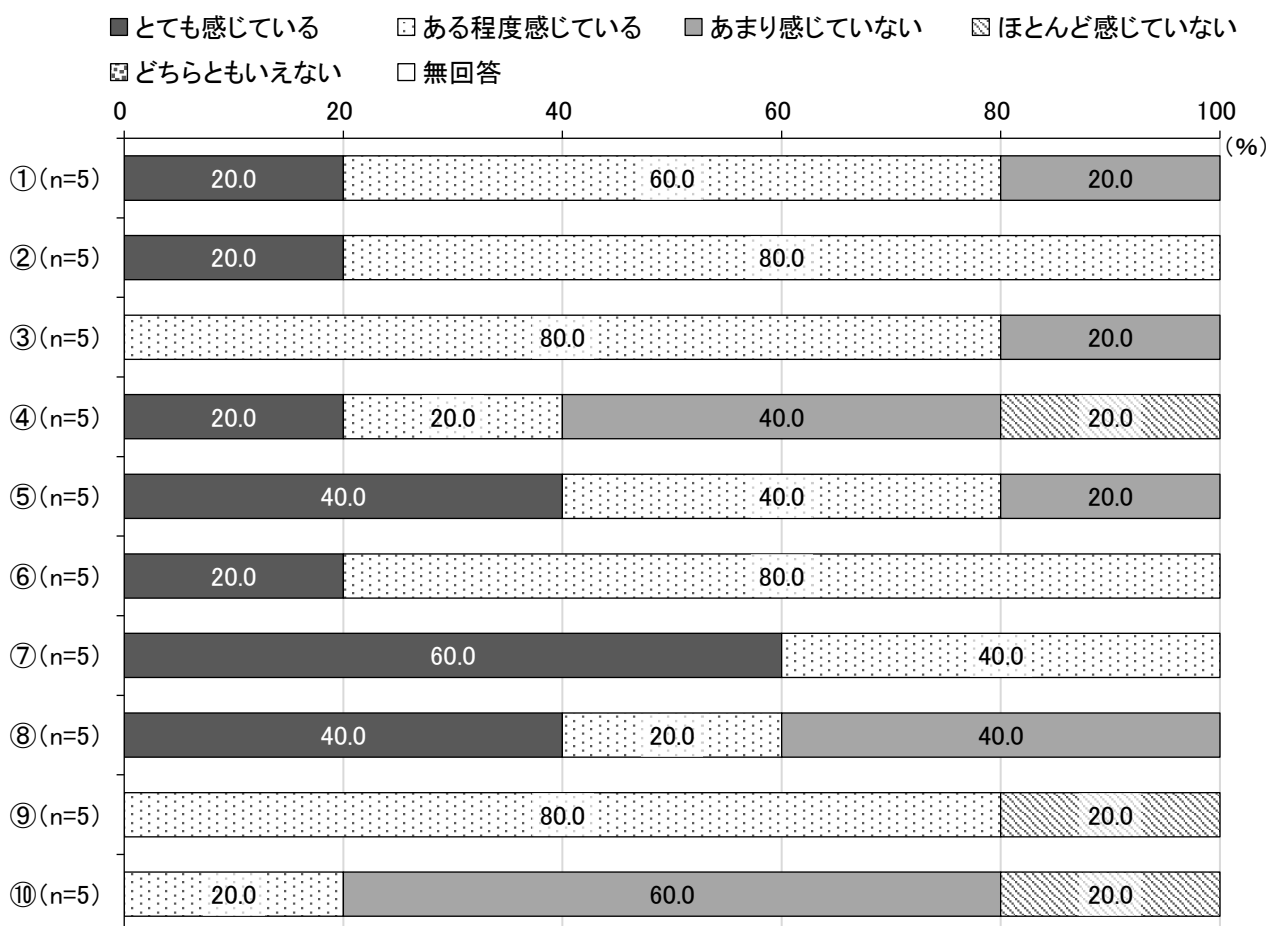
### ③保護司調査

あなたは、保護観察に関する以下の①～⑩について、どの程度不安や負担に感じることがありますか。(これまで保護観察事件を担当したことがない方も、今後担当すると考えたときに、どのように感じるか教えてください。)

保護観察に関して不安や負担に感じることについて、「一人で面接すること」、「保護観察対象者との面接など活動時間が夜間や土日祝日に及ぶこと」、「面接の経験が少ないこと」が特に挙げられています。

保護観察に関して感じる不安や負担の程度

- ①同時期に複数の保護観察事件を担当すること
- ②薬物事犯など対応が難しい保護観察対象者を担当すること
- ③保護観察対象者やその家族との接し方
- ④保護観察対象者との面接場所(自宅以外)の確保
- ⑤保護観察対象者との面接など活動時間が夜間や土日祝日に及ぶこと
- ⑥保護観察経過報告書等の作成・提出
- ⑦一人で面接すること
- ⑧面接の経験が少ないこと
- ⑨保護観察に関する制度を正しく理解すること
- ⑩保護観察官(主任官)や他の保護司との交流・相談の機会が少ないこと

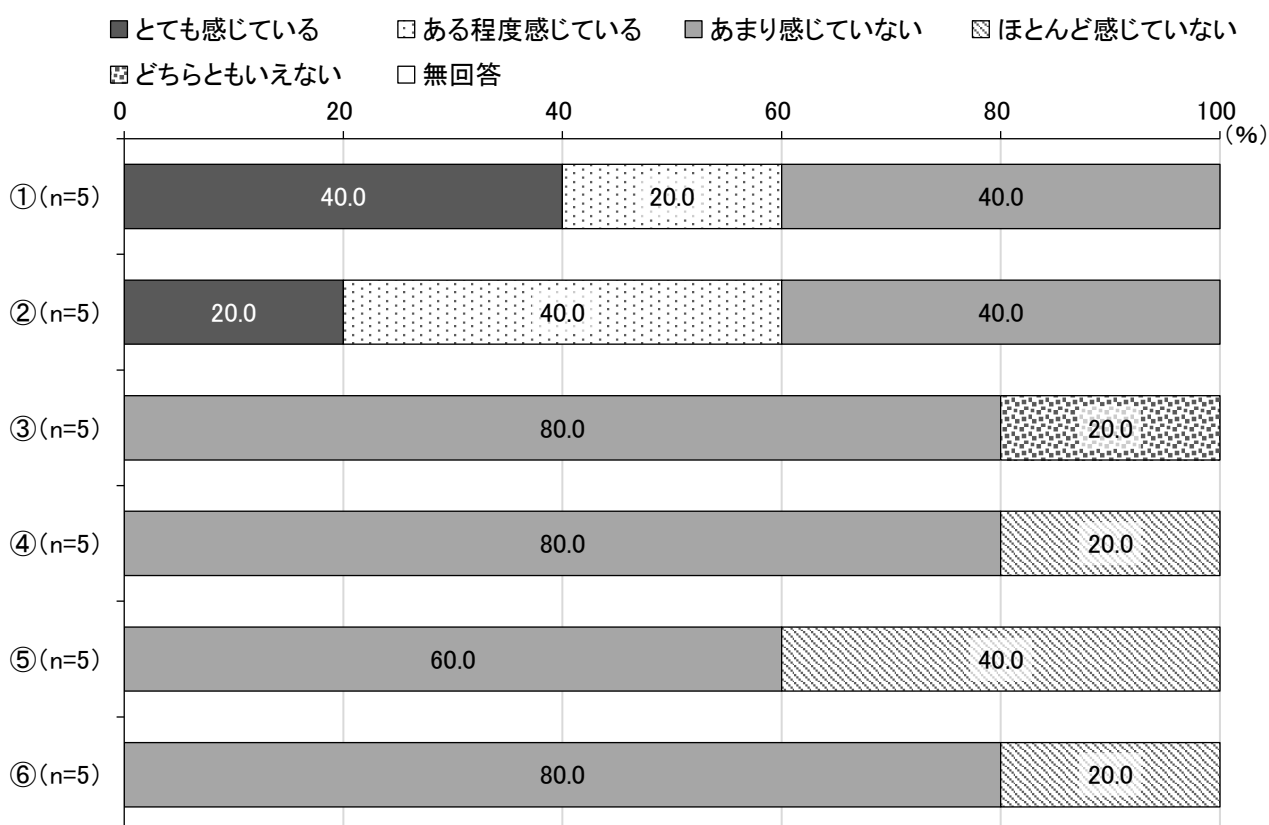


あなたは、地域別定例研修に関する以下の①～⑥について、どの程度不満や負担に感じることがありますか。

地域別定例研修に関して不満や負担に感じることについて、「平日の昼間に開催されること」、「都合のよい時間帯や場所で受けられないこと」が挙げられています。

地域別定例研修について感じる不満や負担の程度

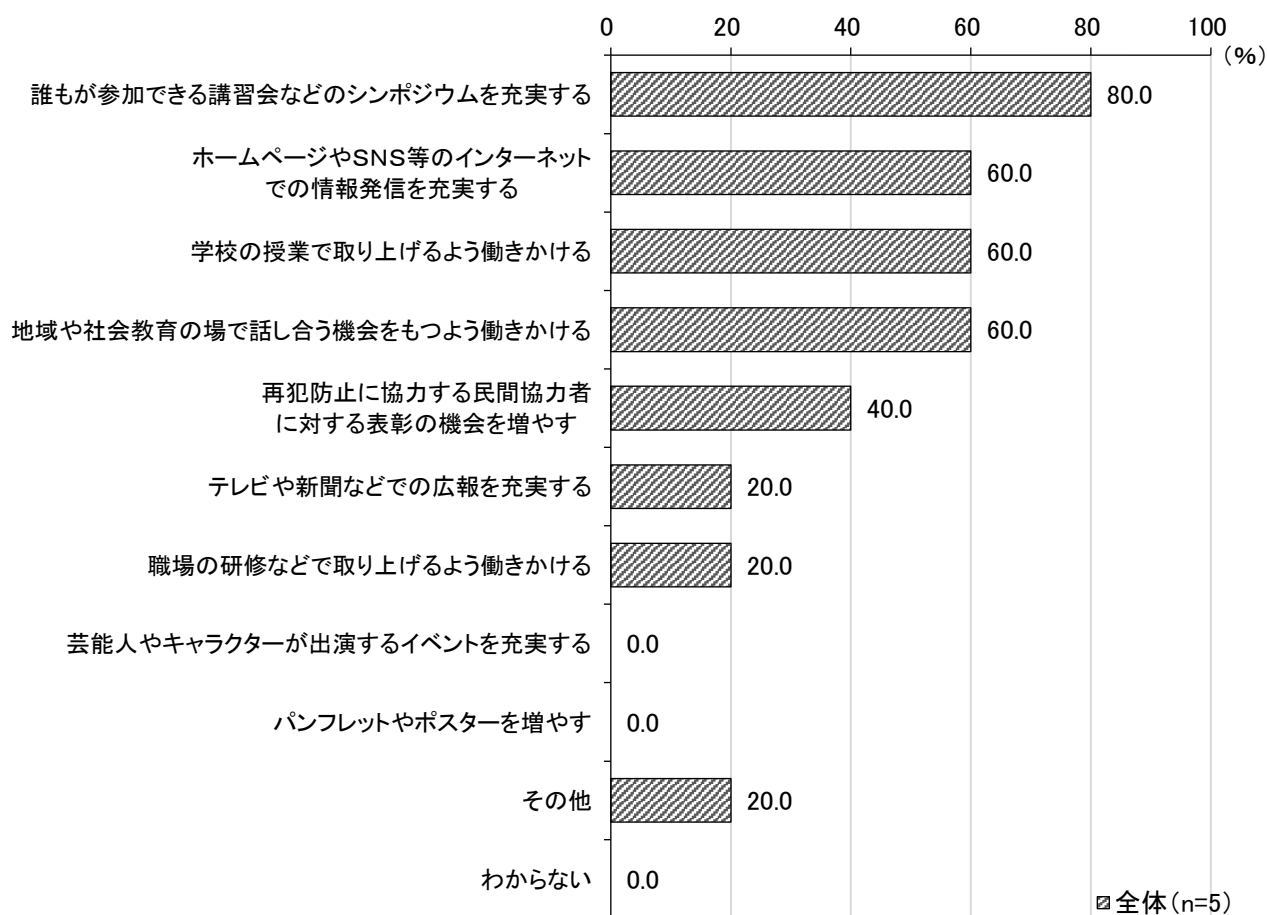
- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 平日の昼間に開催されること   | ② 都合のよい時間帯や場所で受けられないこと |
| ③ 研修の回数が多いこと      | ④ 研修の時間が長いこと           |
| ⑤ いつも同じような内容であること | ⑥ 研修内容が難しくて分からないこと     |



あなたは再犯防止に関して、広く町民の理解や関心を深めるため、何をすべきだと思いますか。

再犯防止に関して、広く町民の理解や関心を深めるためには「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する」、「ホームページや SNS 等のインターネットでの情報発信を充実する」、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」、「地域や社会教育の場で話し合う機会を持つよう働きかける」など、「情報発信」や「学校教育・社会教育」の取組が求められています。

再犯防止に関して広く町民に理解や関心を深めるためにすべきこと



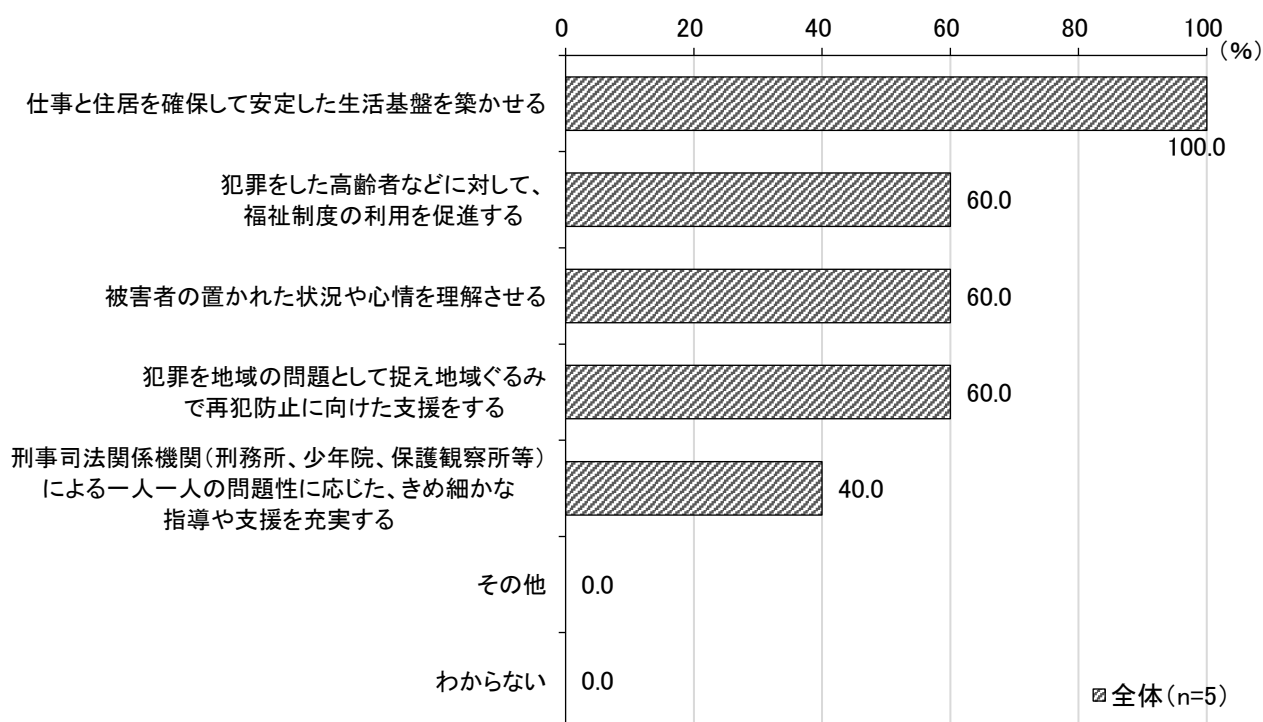
その他の内容

再犯防止への民間協力者を増やす。

あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。

再犯防止のために必要な取組としては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が最も求められています。

再犯防止のために必要なこと



生活環境調整や犯罪予防活動、保護観察対象者の就労支援、保護司の後継者確保、保護司会の運営事務等も含めて、保護司活動全般について、不安や負担に感じていることや、ご意見・ご要望がございましたら、自由にご記入ください。

南保護司会は徳之島や与論島に行つての研修会なので、家をあけて出掛けるのは負担である。各島に保護観察官が来島して研修して頂けると、何時間かで研修できるので助かると思います。他島への出張は年に1回くらいで済むと、仕事、育児、介護など女性保護司は負担が軽くなり後継者も頼みやすい。

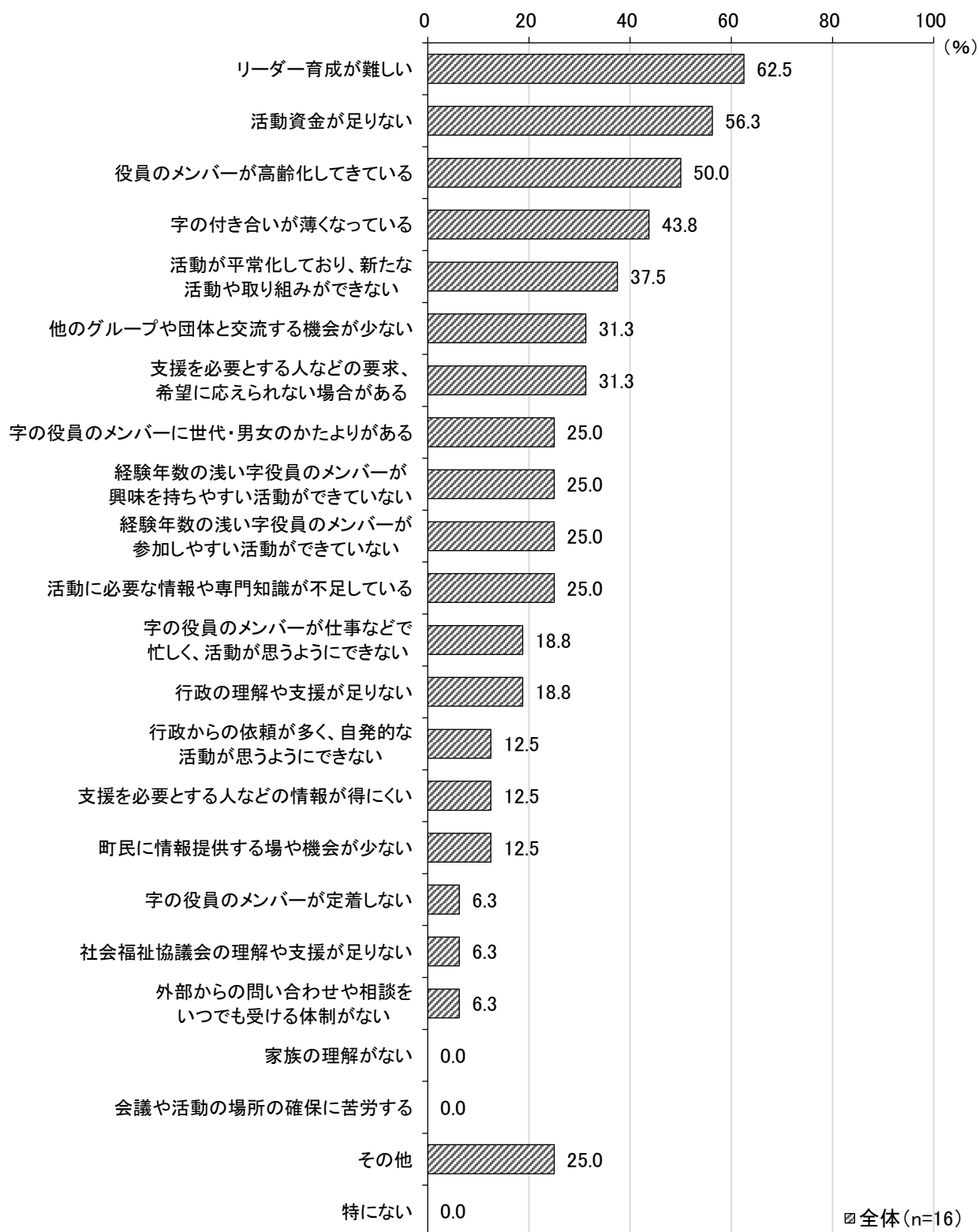
後継者不足のため引き継ぐ人材を探すための時間や労力がかかる。ひいては保護司活動を広く広報していないため、理解してもらえていないのが現状である。保護司=大変な仕事、この考えがなくなるよう町民の不安を取り除く工夫が課題である。地域協力が不可欠であるので、まずは行政、他団体と関係強化を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す必要がある。

#### ④区長調査

区長の活動をしている中で困っていることは何ですか。

活動の中で困っていることは、「リーダー育成が難しい」が62.5%と最も高く、次いで「活動資金が足りない」の56.3%、「役員メンバーが高齢化してきている」の50.0%となっています。

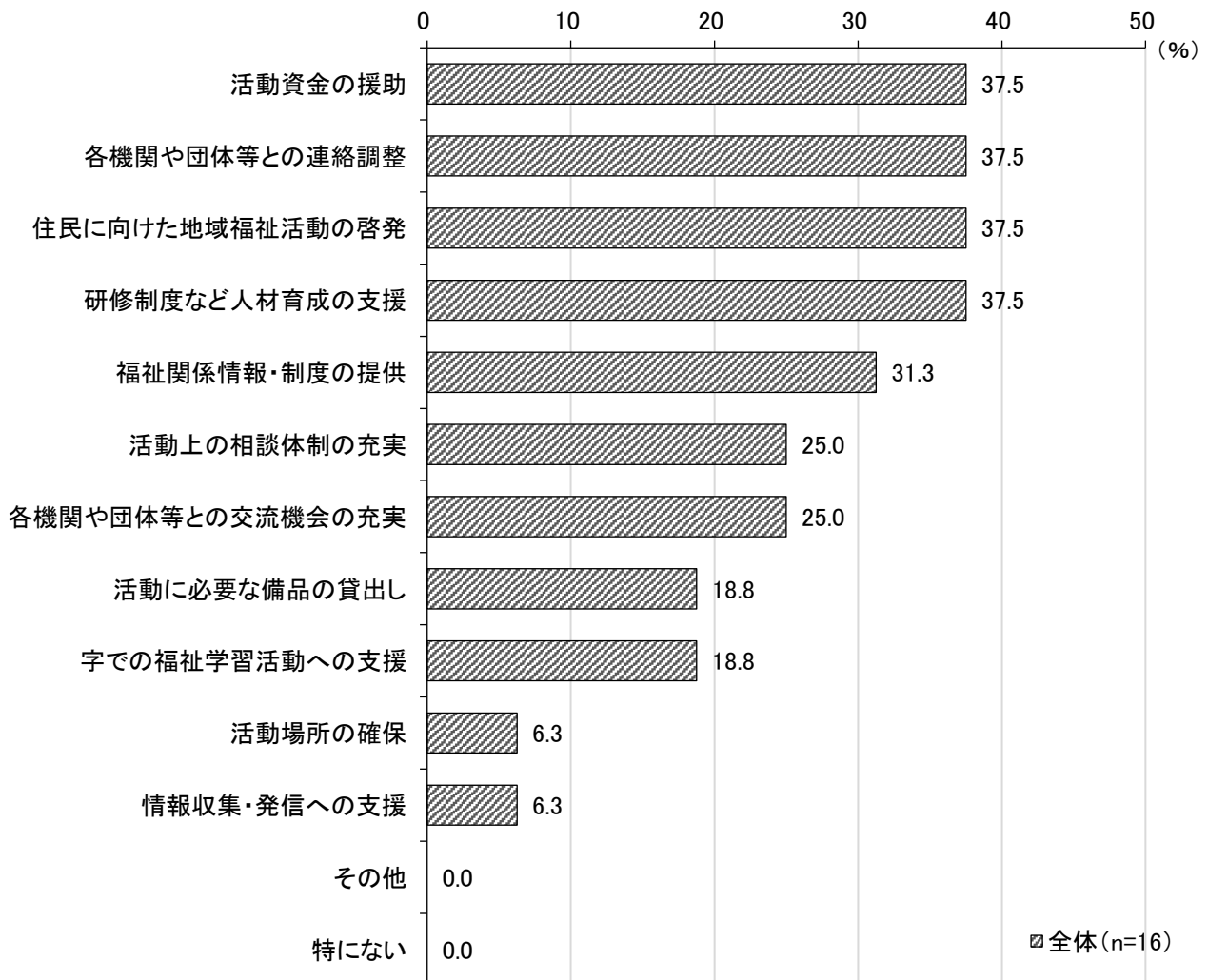
活動をしている中で困っていること



様々な地域福祉活動を推進していくうえで、和泊町に期待することは何ですか。

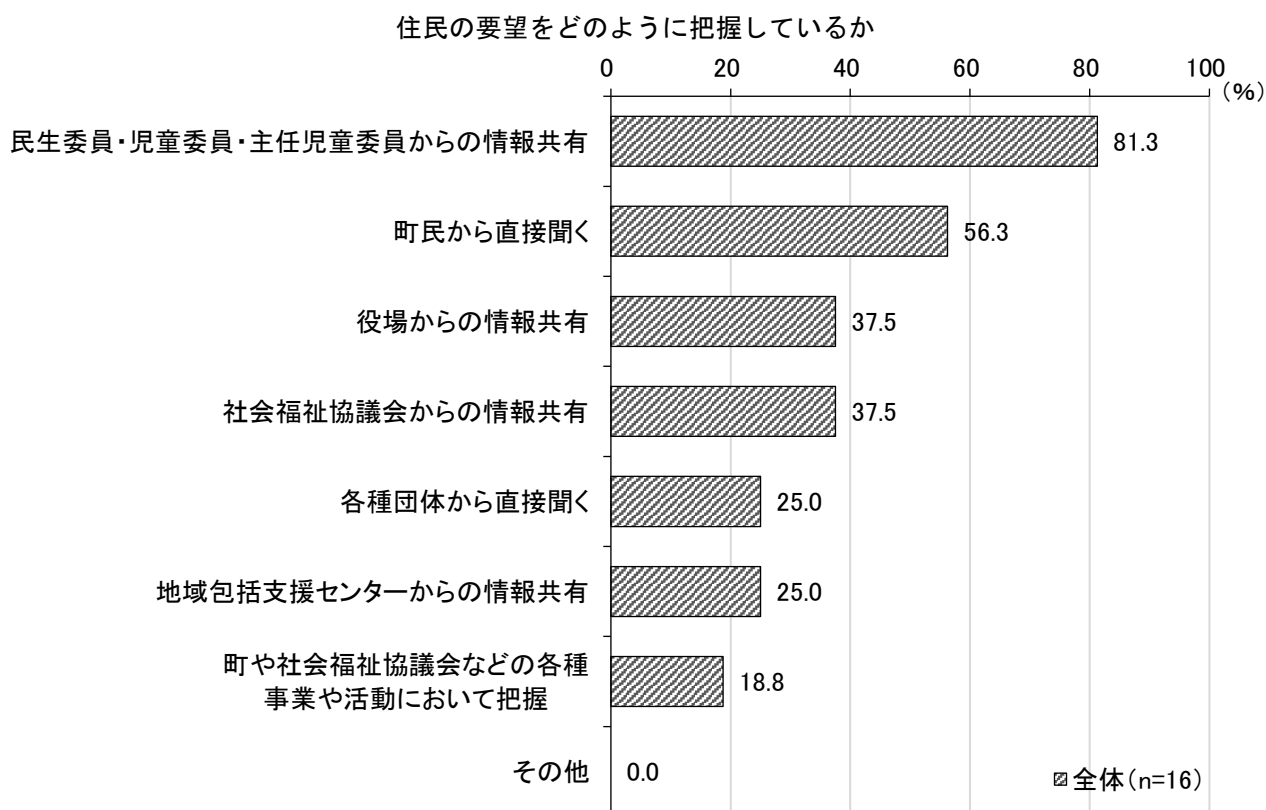
活動を推進していくうえで町に期待することは、「活動資金の援助」「各機関や団体等との連絡調整」「住民に向けた地域福祉活動の啓発」「研修制度など人材育成の支援」が、それぞれ 37.5%と高くなっています。

地域福祉活動を推進する上で町に期待すること



様々な地域福祉活動を行ううえで、字の住民の要望をどのように把握していますか。

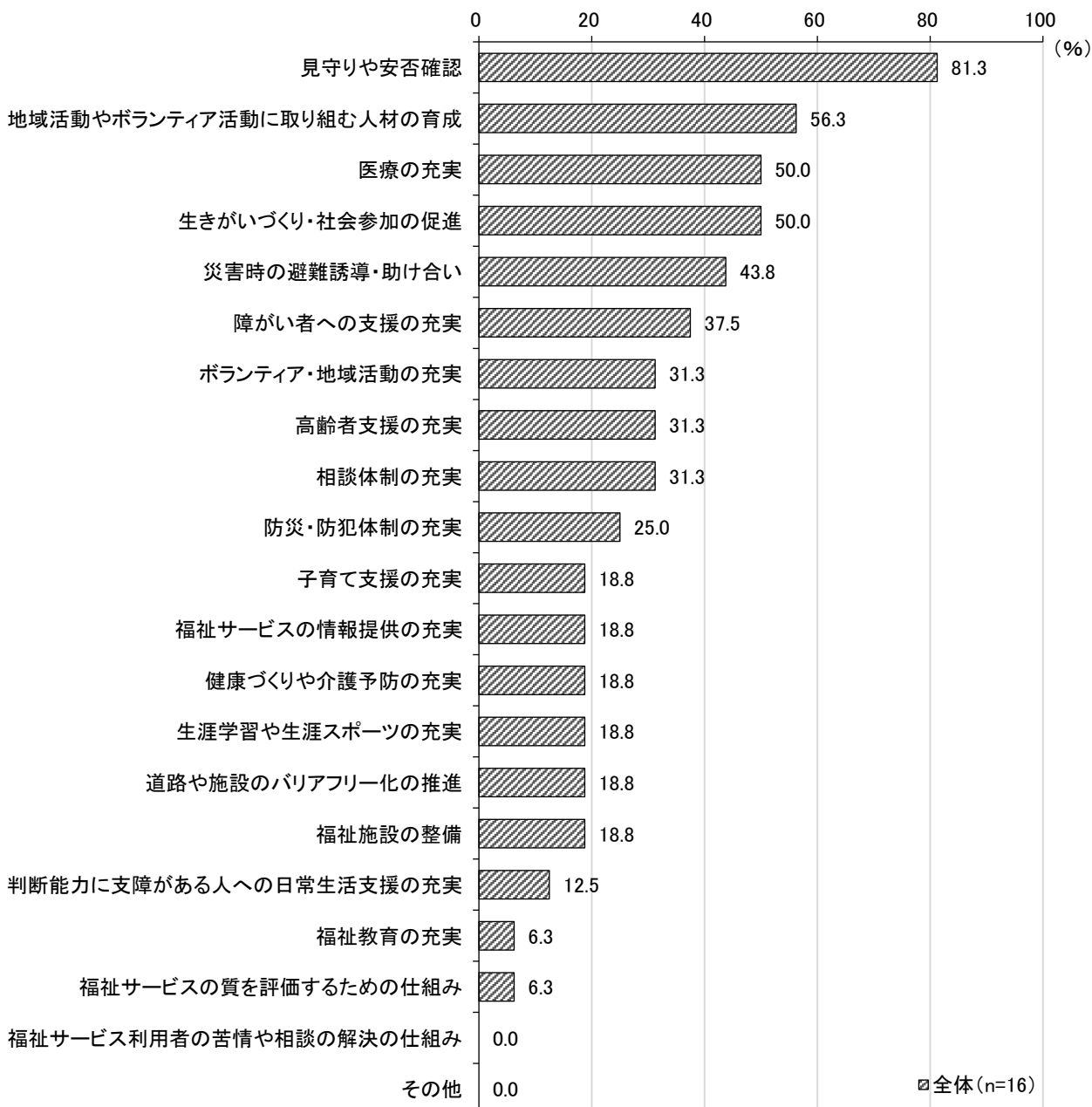
住民の要望をどのように把握しているかについて、「民生委員・児童委員・主任児童委員からの情報共有」が81.3%と最も高く、次いで「町民から直接聞く」の56.3%、「役場からの情報共有」「社会福祉協議会からの情報共有」の37.5%となっています。



誰もが安心して暮らしていくために、字で特に重要なことは何だと思えますか。

誰もが安心して暮らしていくために特に重要だと思うことは、「見守りや安否確認」が81.3%と極めて高く、次いで「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」の56.3%、「医療の充実」「生きがいきづくり・社会参加の促進」の50.0%となっています。

誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なこと



今後、福祉のまちづくりを進めていくために、地域福祉に関してのご意見やご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。〔自由記述〕

移動販売車の運行を公的機関が関与した形で運営してほしい。曜日、時間を決めて定期的な移動販売体制がほしい。

空き家の改修。月一回の常会への参加。



## 第3章 計画の基本方針



これからのまちづくりは、住み慣れた地域で暮らすために、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力「自助」、隣近所、字の活動やボランティア活動など、地域の住民同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う「互助」、医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ「共助」、自助・互助・共助では対応出来ない人に対して最終的に必要な社会福祉制度の「公助」の連携によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現への取組が必要です。

本計画の上位計画である「第6次和泊町総合振興計画」が令和2年3月に策定され、基本理念として、『農産物や海産物、自然資源、美しい景色や環境など、様々な恩恵を与えてくれる島の豊かな自然に寄り添いながら「未来」に引き継ぎ、利便性や物質的豊かさだけではない、全ての町民が心豊かに暮らせるまちを創ります。』と掲げています。

保健・福祉分野においては、「支え合う」を掲げ、すべての町民が互いに助け合い、生きがいを持って暮らせる、あたたかいまちを目指しています。

本計画において、第6次和泊町総合振興計画及び現行計画の継続性を踏まえ、基本理念を「ともに考え ともに語り ともに支え合うまち」とし、各関係機関と連携を図りながら支援体制づくりを推進します。

### 和泊町地域福祉計画 基本理念

ともに考え ともに語り ともに支え合うまち



基本理念の達成に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、計画を推進します。

### (1) 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり(自助)

地域福祉活動を推進するうえで、その前提として町民が自身の健康を維持することが重要です。そのうえで、住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのためには、福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや、地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

### (2) 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり(互助・共助)

町内各字を基礎とし、町民同士が顔の見える範囲でつながり、日常生活の中での安否確認や声かけ、ゴミ出し支援などのインフォーマルな助け合いを活性化し、福祉のまちづくりを充実させます。

町民が安全・安心に暮らせるために、軽度の生活支援から、専門性を伴ったサービス支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かなサービスを提供する仕組みづくりに努めます。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、移動手段の確保や災害対策など、町民一人ひとりの幸せが町全体の幸せにつながる取組を推進します。

### (3) 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり(公助)

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉に関する情報発信に努めます。

また、制度の狭間にある課題や、生活課題の多様化・複雑化に対応するため、分野ごとの垣根を越えた包括的な支援体制を整備し、関係機関が緊密に連携して、複合的な課題を抱える方を早期に発見し、支援につなげ、誰一人取り残さない仕組みづくりを進めていきます。

基本  
理念ともに  
考えともに  
語りともに  
支え  
合う  
まち

## 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり

施策1 健康・生きがいづくり

施策2 「福祉の心」づくり

施策3 福祉人材の確保・育成

## 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり

施策1 住民主体の支え合いの地域づくり

施策2 生活支援体制の整備

施策3 福祉サービスの充実

施策4 外出・移動支援【新規】

施策5 災害時の避難支援体制づくりの推進

## 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり

施策1 広報・啓発, 情報提供【新規】

施策2 包括的な支援体制の整備

施策3 権利擁護支援の充実

施策4 生活に困難を抱えている人の自立支援

施策5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

施策6 専門機関・関係機関との連携強化【新規】



## 第4章 施策の展開



## 1

## 基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり

## (1) 施策Ⅰ 健康・生きがいづくり

## 【今後の方向性】

福祉サービスの目的は、支援が必要となったすべての人が幸福に暮らせるよう支援を行うことです。このためには公的な福祉サービス提供の前段階として、人々が健康であることが重要なポイントとなります。

町民の健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

## 【主な取組】

<b>健康診査・保健指導事業</b>	
地域住民を対象に健診を実施し、メタボリックシンドロームの予防・改善のための保健指導を実施しています。	
所管課:保健センター	
<b>長寿健診・後期高齢者</b>	
75歳以上の町民を対象に長寿健診を実施します。 高齢者の健康づくりを目的に、タラソ教室や訪問指導を実施します。	
所管課:保健センター	関連計画:高齢者
<b>重症化予防事業</b>	
大血管疾患(脳卒中・心疾患・腎疾患)の発症予防のため、糖尿病・高血圧・脂質異常症の重症化予防として、治療中断者対策及び、治療中であるが検査値の改善が必要な人への保健指導を実施します。	
所管課:保健センター	関連計画:高齢者
<b>健康づくり、介護予防の一体的な展開</b>	
高齢者への支援内容として、①個別支援(ハイリスクアプローチ)と②通いの場等へのアプローチ(ポピュレーションアプローチ)の取組を行い、医療・介護・保健の連携を強化します。連携を取り、事業を行うことで疾病予防や重症化予防、介護予防に取り組み、フレイルの予防・健康寿命の延伸を目指していきます。	
所管課:保健センター	関連計画:高齢者・障害
<b>介護予防体制の充実</b>	
65歳以上の高齢者を対象に、地域の実情に応じた事業を実施し、介護予防・生活支援サービス事業等と連携しながら、年齢や心身の状況に関わらず、高齢者が要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。	
所管課:地域包括支援センター	関連計画:高齢者

<b>高齢者元気度アップ・ポイント事業</b>	
65 歳以上の高齢者が各活動に参加する際にポイントを付与し、高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図ります。	
所管課:地域包括支援センター	関連計画:高齢者
<b>スポーツ・レクリエーション活動の促進</b>	
スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障害者スポーツ大会等への参加を支援します。	
所管課:保健福祉課	関連計画:障害
<b>妊産婦・乳幼児健康診査事業</b>	
妊産婦及び乳幼児の疾病・異常の早期発見と早期治療を図るため、健康診査を実施し、要した費用の一部助成をします。また、歯科検診を実施し、歯科指導及びフッ素塗布を行い虫歯予防の啓発に努めます。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども

## (2) 施策2 「福祉の心」づくり

### 【今後の方向性】

地域の福祉課題に着目して、それを学習素材とし、地域住民に福祉教育、ボランティア活動、交流会、学習会等の機会を通して、自分たちが住む地域の問題を知り、気づき、行動することを支える取組を推進します。

### 【主な取組】

<b>地域の環境美化活動等への参加</b>	
子ども会育成連絡協議会では、青少年ふるさと美化活動を実施し、ボランティア清掃において異年齢間の交流や、地域の人同士知り合いになること等を通し、青少年の育成を図ります。	
所管課:教育委員会	
<b>福祉体験学習</b>	
学校や放課後児童クラブ等において、車イスや高齢者擬似等の福祉体験を通して、高齢者や障害のある人を理解し、思いやる心を育むとともに、介護や福祉への関心を持てるよう機会づくりを行います。	
所管課:保健福祉課	

## 地域活動促進事業

地域活動活性化のための支援及び助成をします。

- ・地域ふれあい美化活動
- ・災害時における避難及び地域での炊き出し訓練
- ・福祉教育ボランティア推進

所管課:保健福祉課

## ふれあいいきいきサロン活動

身近な地域で集い,活動を通して仲間づくりや異年齢・世代間交流を楽しみ,住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう,サロンの立ち上げや活動の支援をします。

所管課:保健福祉課

## 福祉スポーツ活動の推進

障害者や母子父子・寡婦世帯等が,住み慣れた地域で心豊かに安心して自立した生活を営むことができるように,関係機関及び各団体やボランティアと福祉スポーツイベントを楽しみながら親睦を深めるとともに,児童生徒に福祉に関心を持ってもらいます。

所管課:保健福祉課

## 各種募金活動の推進

募金ボランティアや地域のさまざまな福祉活動の担い手と,募金活動を通して,福祉について学び住みよいまちづくりの推進を図ります。

所管課:保健福祉課

### (3) 施策3 福祉人材の確保・育成

#### 【今後の方向性】

介護人材をはじめとした福祉職への理解促進等による人材の呼び込みや就労支援、定着支援、キャリアアップ支援等の人材確保に向けた取組を推進します。

地域福祉活動を担う役員やリーダー、専門性の高い人材、継続的な活動の担い手を確保・育成するため、各種講座や研修会等の充実を図るとともに、各種地域活動のリーダー同士や参加者が交流する機会や場所等を提供し、地域活動の活性化を図ります。

#### 【主な取組】

<b>介護職を担う人材の確保・育成</b>	
(1) 事業者連絡会の設置 島内での職員確保や資質向上に関わる課題を共有し、連携した取組を展開するための協議の場を設置していきます。	
(2) 介護職への理解・普及・啓発 介護職のイメージアップに繋がるように実施します。	
所管課:保健福祉課	関連計画:高齢者
<b>保育士・幼稚園教諭の確保及び資質向上</b>	
保育士・幼稚園教諭不足の問題に対応するため、大学・短大やハローワーク等と連携し、保育士・幼稚園教諭の確保に取り組みます。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども
<b>介護職員チームリーダー養成研修支援事業</b>	
鹿児島県社会福祉協議会が主催する介護職場におけるリーダー養成等、職員のスキルアップに関する研修の開催支援を行います。	
所管課:保健福祉課	
<b>介護の入門研修</b>	
介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施します。介護分野への参入のきっかけをつくり、介護の業務に携わるうえでの不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進します。	
所管課:保健福祉課	
<b>異年齢・世代交流の推進</b>	
各字長寿会を中心として、伝統行事や芸能などの継承活動や異年齢・世代間の交流活動を通じて地域の中での交流が持続的に育まれるように、学校や各関係団体のネットワークを形成し、地域の住民の主体的な活動を支援していきます。	
所管課:保健福祉課	関連計画:こども・高齢者

### ジュニア・リーダーの育成

地域活動に取り組む中高生を対象に「リーダー研修会」を開催し、育成していきます。島内のみならず、関連のある島外の地域リーダーとの交流も図り、地域活動を活性化させます。

所管課:教育委員会

### ボランティア講座と人材育成

ボランティア活動の機会と活動者の育成を図るための講座を開催するとともに、災害ボランティアの登録や防災研修にも取り組み、日頃から地域支え合い活動の充実と人材育成に努めます。

所管課:保健福祉課

## 2

## 基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり

### (1) 施策Ⅰ 住民主体の支え合いの地域づくり

#### 【今後の方向性】

地域のつながりの希薄化は、社会的孤立、孤立死、生活困窮、虐待など深刻な社会問題となることから、福祉意識の醸成、住民の相互理解を深める取組が必要です。

さまざまな生活課題を有する人々に対する支援として、多様な関係団体が地域単位でつながることが大切であり、関係機関が連携し、地域単位で支援を要する人を把握・支援していくネットワークづくりに取り組みます。

地域や住民一人ひとりが抱える「困りごと」に対し、住民自身で解決できること、地域の協力で解決できること、行政や社協が支援できることを整理した行動目標を定め、住民一人ひとりが、地域における様々な「困りごと」に気づき、地域、行政、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協働し、解決に向けて取り組み、支え合う地域づくりを推進します。

#### 【主な取組】

地域支え合い活動の推進	
民生委員・児童委員や見守りネットワーク活動と連携し、異変がある場合や福祉課題に関して情報共有できる仕組みづくりを推進します。金融機関、新聞、ガス組合、電気・水道のライフライン関係等の住民生活に密接な関わりを持つ各企業と、異変時に情報提供できる見守りのネットワークを構築します。	
所管課：地域包括支援センター	関連計画：高齢者・障害・こども
認知症サポーター養成講座	
認知症について正しい知識と理解をもち、認知症になってもその人らしく生きる新しい認知症観に基づいたサポートができるように、認知症サポーター養成講座を実施します。教育委員会や各小中学校との連携による児童生徒の参加や、各字公民館・企業などでの開催を通して、認知症の人と家族が安心してらせるまちづくりを目指します。	
所管課：地域包括支援センター	関連計画：高齢者
生活支援サービス事業	
日常生活に関わる軽微な支援を必要とする高齢者に対して、地域での支え合いを行うことにより支援体制を推進するとともに、要介護状態になることを予防し、可能な限り自立した生活を維持できるように支援します。	
所管課：保健福祉課	

### 認知症施策の充実【新規】

「新しい認知症観」に基づき、認知症になっても住み慣れた場所でその人らしく希望を持って暮らすため、認知症施策の充実を図ります。

#### 【重点目標1】

国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること  
→映画上映や有線テレビ等を活用して理解を図ります。

#### 【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されること  
→成年後見制度の周知を図ります。

#### 【重点目標3】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること  
→「オレンジカフェ」「チームオレンジ」の活動を地域においても拡充を図ります。

#### 【重点目標4】

町民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること  
→「脳の機能チェック事業」等を通して、スマホ等を活用した情報共有を図ります。

所管課：地域包括支援センター

関連計画：高齢者

### 地域づくり支援【新規】

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるように働きかけます。

所管課：保健福祉課

関連計画：重層的支援体制整備事業

### 参加支援【新規】

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

所管課：保健福祉課

関連計画：重層的支援体制整備事業

## (2) 施策2 生活支援体制の整備

### 【今後の方向性】

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

また、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるよう取組を進めていきます。

### 【主な取組】

<b>生活支援体制整備協議体</b>	
協議体による協議を通じ、地域課題の解決に向けてインフォーマルサポートの開発や既存のサービスの強化を図ります。また、生活支援や介護予防の担い手となるボランティアやサポーターに対し、地域の実情に応じた研修や育成に努めます。	
所管課：地域包括支援センター	関連計画：高齢者
<b>生活支援コーディネーター</b>	
地域の高齢者のニーズと地域資源の状況を把握したうえで、地域における高齢者への生活支援の取組を総合的に支援・調整し、支援ニーズと地域活動のマッチングを行います。また、人材（生活支援の担い手等）の養成及びサービスの開発を図ります。	
所管課：保健福祉課	関連計画：高齢者

### (3) 施策3 福祉サービスの充実

#### 【今後の方向性】

こども計画, 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画, 障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画等の各種計画に基づき, 福祉サービスの充実を図り, 適切なサービスの提供に努めます。

また, 住民の多様なニーズに対応した福祉サービスを質・量ともに確保できるよう, 社会福祉法人や企業等だけでなく, ボランティアや NPO, 住民等の多様な担い手の参画促進に努めながら, 福祉サービスの充実に取り組みます。

#### 【主な取組】

<b>子育て支援に関するサービスの充実</b>	
和泊町こども計画に基づき, 子育てサービスの充実を図ります。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども
<b>高齢者への支援に関するサービスの充実</b>	
和泊町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき, 高齢者福祉サービスの充実を図ります。	
所管課:保健福祉課	関連計画:高齢者
<b>障害者への支援に関するサービスの充実</b>	
和泊町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき, 障害福祉サービスの充実を図ります。	
所管課:保健福祉課	関連計画:障害
<b>関係機関のネットワークづくり</b>	
各専門機関のネットワークづくりを行い, 住民の多様なニーズに対応した福祉サービスの提供に努めます。	
所管課:保健福祉課	関連計画:重層的支援体制整備事業

## (4) 施策4 外出・移動支援

### 【今後の方向性】

ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備, 高齢者や障害のある人に対する移動支援など, 誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。

### 【主な取組】

<b>移動手段の確保による利便性の向上【新規】</b>	
沖永良部地域公共交通計画に基づき, 高齢者や障害者等が安心して気軽に移動できる交通環境づくりを進めます。	
所管課: 企画課	関連計画: 沖永良部地域公共交通計画
<b>敬老バス乗車資格者証交付事業【新規】</b>	
路線バスは主要道路での運行を行っているため, バスを利用したいがバス停まで行くことが困難な方もいます。高齢者の移動手段の確保のためにも対策が必要となっており, 引き続き本町に居住する70歳以上の高齢者を対象に敬老バス乗車資格者証を交付し, 高齢者の移動支援に努めます。	
所管課: 保健福祉課	関連計画: 高齢者
<b>高齢者等ハンドル型電動車椅子(シニアカー)購入助成事業【新規】</b>	
買い物や外出の移動手段とするだけでなく, バス停や主要道路までの移動手段としてもシニアカーを活用することで, 移動や外出の利便性を図り, 自立した生活が送れるよう支援します。	
所管課: 保健福祉課	
<b>交通インフラの整備【新規】</b>	
新たな道路, 公共施設の整備の際は, ユニバーサルデザインの考え方にに基づき, 誰もが安心して, 安全に利用できる施設整備を行います。	
所管課: 土木課	
<b>福祉有償運送事業【新規】</b>	
公共交通機関の利用が困難な要介護者や障害者等を対象とした自家用有償旅客運送を行います。	
所管課: 保健福祉課	

## (5) 施策5 災害時の避難支援体制づくりの推進

### 【今後の方向性】

地域住民の災害に対する認識を高めるため、防災マップ等を作成し、災害危険箇所や避難場所の周知を図り、関係機関と連携のもと災害時の被害軽減に結びつけます。

また、災害時・発生後における生活支援等のボランティア活動が効果的に行われるよう、体制の整備や災害ボランティアの研修・教育に取り組むとともに、助け合いの精神に基づく地域住民による防災体制を確立し、身近な地域での安全確保を図ります。

### 【主な取組】

<b>災害時要配慮者避難支援対策</b>	
災害時における要配慮者等の避難支援体制の整備について、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員と連携して、避難支援マップを作成し、避難を支援します。	
所管課：総務課・保健福祉課	関連計画：地域防災計画
<b>災害ボランティアの連携</b>	
各字において、防災マップや避難支援体制づくりを進めていく中で防災意識を高め、災害ボランティアの役割への理解を深めるとともに、社会福祉協議会との連携により、災害ボランティアの登録や防災研修会を開催し、災害時の助け合い活動などの充実を図ります。	
所管課：総務課・保健福祉課	関連計画：地域防災計画
<b>災害ボランティアセンター運用訓練の実施</b>	
災害発生時に災害ボランティアセンターの立ち上げや運用等を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運用に向けた訓練を行うとともに、関係機関やボランティア団体等との協力締結や連携体制の構築を推進します。	
所管課：総務課・保健福祉課	関連計画：地域防災計画
<b>非常時炊き出し訓練や災害救援物資の配分</b>	
災害時の支援に備え、非常時炊き出し訓練を行います。また、被災者支援として、災害救援物資の配分を行います。	
所管課：総務課・保健福祉課	関連計画：地域防災計画

### 3

## 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり

### (1) 施策Ⅰ 広報・啓発，情報提供

#### 【今後の方向性】

すべての町民が、福祉制度やサービスについての情報を必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな機会を活用して情報提供します。

また、対象者に応じた情報コンテンツ・情報提供手段を工夫するなど、情報のバリアフリーにも取り組みます。

#### 【主な取組】

##### 各種媒体を活用した広報の強化【新規】

「広報誌わどまり」やホームページ、和泊町公式 SNS などの幅広い手段を用いて、町民に必要な福祉情報の提供を行います。

所管課：総務課・企画課

##### 情報コンテンツの検討【新規】

情報のバリアフリー化を図るため、誰にとっても読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮します。

所管課：総務課・企画課

## (2) 施策2 包括的な支援体制の整備

### 【今後の方向性】

相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、包括的な支援体制づくりを進めます。

### 【主な取組】

<b>重層的支援体制整備事業【新規】</b>	
(1) 包括的相談支援事業 相談者の世代や、相談内容の属性（介護、障害、子ども等）に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。	
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。多くの事案は、本人からの利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。	
(3) 多機関協働事業 複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。	
所管課：保健福祉課	関連計画：重層的支援体制整備事業
<b>生活困窮者自立支援事業</b>	
住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な関係機関と連携して、住民の福祉増進を図ります。	
所管課：保健福祉課	

### (3) 施策3 権利擁護支援の充実

#### 【今後の方向性】

今後も各分野において地域の関係機関と連携しながら、町民をさまざまな権利侵害から守るための権利擁護対策を推進していきます。

また、地域包括支援センターが、地域住民や民生委員、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等と連携しながら相談に応じ、身近な相談窓口となることができるよう、その充実を図ります。

#### 【主な取組】

<b>成年後見制度の利用促進</b>	
成年後見制度についての町民を対象とした説明会の開催や、広報誌、ERABU サンサンテレビを活用した周知や理解促進に努めます。(第6章和泊町成年後見制度利用促進基本計画)	
所管課:地域包括支援センター	関連計画:高齢者・障害
<b>虐待防止に向けた取組の推進</b>	
虐待被害者の支援にあたり、迅速かつ適切な対応・支援が行えるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。	
所管課:保健福祉課・こども未来課	関連計画:高齢者・障害・こども
<b>福祉サービス利用支援事業</b>	
社会福祉法に基づき、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方に対する支援を社会福祉協議会と連携して行います。	
所管課:保健福祉課	
<b>心配ごと相談</b>	
誰もが安心して生活できるまちづくりのため、住民の日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言や指導を行い、住民の福祉増進を図ります。	
所管課:保健福祉課	
<b>消費者被害対策【新規】</b>	
悪質商法から高齢者や障害者等を守るため、社会状況の変化に伴い多様化する消費者問題の情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等、鹿児島県消費生活センター・大島消費生活相談所や警察等と連携し進めます。	
所管課:企画課	

### 児童虐待防止対策の充実

#### ①関係機関との連携強化等

- ・虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
- ・児童相談所など専門機関への支援要請
- ・要保護児童対策地域協議会の充実強化

#### ②妊娠・子育て家庭の相談体制の整備

- ・家庭、児童相談窓口の充実を図り、訪問事業によるきめ細やかな相談支援の実施

#### ③児童虐待防止についての意識啓発

- ・児童虐待防止についての広報・啓発、リーフレットの配布
- ・オレンジリボンキャンペーンの実施

#### ④児童虐待による重大事例（死亡事例等含む）の検証

- ・県、児童相談所、市町村との連携による再発防止措置

所管課：こども未来課

関連計画：こども

### 要保護児童対策地域協議会の充実強化

ケース会議や実務者会議などを通じ、各関係機関で情報共有できる体制づくりを目指します。

所管課：こども未来課

関連計画：こども

### 高齢者虐待の防止・対応

虐待防止法に基づき、通報・相談により確認された場合はマニュアルに基づいた対応を図り、各専門機関と協議し、成年後見制度等を活用し対応します。

所管課：保健福祉課

関連計画：高齢者

### 障害者虐待の防止・対応

障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行い、虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。また、虐待防止法に基づき、通報・相談により確認された場合はマニュアルに基づいた対応を図り、各専門機関と協議し、同法を適切に活用し対応します。

所管課：保健福祉課

関連計画：障害

## (4) 施策4 生活に困難を抱えている人の自立支援

### 【今後の方向性】

各福祉分野における様々な機会を通じて、生活に困難を抱えている人を早期に把握するとともに、抱えている課題が複雑化・深刻化しないよう、いち早く支援に結びつけ、関係機関や社会福祉協議会、鹿児島県社会福祉協議会と連携のもと、生活困窮者の自立促進を図ります。

### 【主な取組】

<b>生活困窮者の早期把握</b>	
日常生活の困りごと(就労, 心身の不調, 家計・家族の問題)に対応し, 各種手続きや相談の機会についても各課や社会福祉協議会, 沖永良部くらし・しごとサポートセンターと連携し, 制度の狭間に陥らないよう広く受け止め, 課題がより深刻になる前に問題解決を図るようにします。	
所管課:保健福祉課・こども未来課	関連計画:高齢者・障害・こども・重層
<b>一次窓口としての機能強化</b>	
生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として, 日常生活に関する相談に対し, 沖永良部くらし・しごとサポートセンターへ繋ぎ, 多様な問題に対応します。	
所管課:保健福祉課	関連計画:高齢者・障害・こども・重層
<b>児童扶養手当の支給</b>	
父親もしくは母親がいない家庭や, 障害の状態にある家庭等の児童を監護している母(父)にかわってその児童を養育している人に支給します。国籍は問いませんが, 手当を受け取る人が日本国内に住所がなければ支給されません。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども
<b>特別児童扶養手当の支給</b>	
精神又は身体に重度または中度の障害を有している20歳未満の児童を看護している家庭の方に支給します。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども
<b>法外援護資金貸付事業</b>	
低所得世帯等の緊急時や, 一時的な生活困窮を援助するために, 生活困窮者自立支援機関等との連携強化を図りながら必要な資金の貸付を行います。	
所管課:保健福祉課	
<b>生活福祉資金貸付事業</b>	
低所得及び障害者・高齢者世帯に対し, 資金貸付と必要な援助指導を行うとともに, 民生委員・児童委員の必要な援助や社会福祉協議会による助言指導を行うことにより, その世帯の経済的自立と生活環境の整備や意欲の助長促進, 在宅福祉・社会参加の促進を図り, 安定した生活が送れるように支援します。	
所管課:保健福祉課	

## かごしまおもいやりネットワーク事業

社会福祉法人が社会福祉協議会や施設種別の枠を超えて各地域で連携し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築し、生活困窮者等を支援する事業です。必要に応じて、現物給付による経済的援助や就労支援（中間的就労）及び住居支援等を実施し、生活が安定するまでの包括的かつ継続的な支援を行います。

- ① コミュニティワーカーの設置と研修への参加及び関係者とのネットワークづくり
- ② 要支援者に対する相談支援、配食・見守り、移動等の生活支援
- ③ 要配慮者に対する資金や物資の貸付・提供

所管課：保健福祉課

## (5) 施策5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

### 【今後の方向性】

自殺対策を効果的・効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援など各福祉分野の取組において、自殺対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

### 【主な取組】

<b>地域ネットワークの強化</b>	
関係機関や地域のネットワークと連携して支援体制づくりを行います。	
所管課:保健センター	関連計画:自殺対策
<b>ゲートキーパーの養成（人材育成の強化）</b>	
ゲートキーパーの養成のための町民に対する研修,様々な職種を対象とした研修を実施し,自殺対策を支える人材の育成を行います。	
所管課:保健センター	関連計画:自殺対策
<b>ハイリスク者への支援体制づくり</b>	
生きることの包括的な支援として推進し,自殺リスクを抱え込まないよう保健,医療,福祉,教育,労働その他の関連施策との有機的な連携を図り,総合的な支援体制作りを行います。	
所管課:保健センター	関連計画:自殺対策
<b>普及啓発の強化</b>	
町民に対し,相談機関や支援窓口の周知,心身等の不調(うつ)に関する正しい知識の啓発,相談会等の周知を図ります。	
所管課:保健センター	関連計画:自殺対策
<b>SOSの出し方に関する教育の推進</b>	
児童生徒がいのちの大切さを考え,ストレスやいじめ等困難な状況への対処方法を身につけることができるよう,SOSの出し方に関する教育を実施します。	
所管課:こども未来課	関連計画:こども
<b>心配ごと相談</b>	
地域住民の生活での困りごとの相談に応じ,適切な助言を行い,必要な機関へ繋がります。	
所管課:保健福祉課	

## (6) 施策6 専門機関・関係機関との連携強化

### 【今後の方向性】

今後も専門機関との連携強化に取り組むとともに、地域支え合い活動推進会議に、これまでのキーパーソンだけでなく、地域の事業所（介護サービス、スーパー等）の多様な人材を巻き込み、地域づくりを推進します。

### 【主な取組】

<b>重層的支援会議【新規】</b>	
本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために随時開催されるものであり、①プランの適正性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。	
所管課：保健福祉課	関連計画：重層的支援体制整備事業
<b>支援会議【新規】</b>	
複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して、潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有を行うことを可能とすることにより、地域においてそれぞれの関係機関等が把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制について随時検討を行います。	
所管課：保健福祉課	関連計画：重層的支援体制整備事業
<b>重層的支援推進会議【新規】</b>	
庁内の関係課及び支援関係機関のネットワークの構築及び活用を目的とした会議であり、地域支え合い活動推進会議を充てるものとし、年1回開催します。	
所管課：保健福祉課	関連計画：重層的支援体制整備事業



## 第5章 和泊町再犯防止推進計画



## 1

### 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした者の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、町民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、「和泊町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者の社会復帰を支援します。

## 2

### 計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。

## 3

### 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、再犯防止を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

## 4

### 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

## (1) 国の取組

国においては、平成 29 年 12 月、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定されました。再犯防止推進計画（第一次）には、7つの重点課題について、115 の具体的施策が盛り込まれ、政府においては、地方公共団体や民間協力者等と連携しながら、取組を推進してきました。

令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、96 の具体的施策が盛り込まれています。

### 【国の「再犯防止推進計画」における7つの重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

## (2) 町として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

### ①就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

生活困窮者自立相談支援事業を活用して出所者の自立に向けた就労支援等の相談支援を行うとともに、町営住宅等の公営住宅の入居条件や募集情報の提供を行うことで、適当な住居がない人が利用可能な制度・施策についての周知を行います。

### ②高齢者又は障害のある方等への支援のための取組

犯罪をした高齢者又は障害のある方等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう保護司会をはじめ関係機関・団体との連携を図ります。

### ③学校等と連携した修学支援の実施のための取組

スクールソーシャルワーカーや保護司会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、非行の防止及び非行からの立ち直りの取組の充実を図ります。

### ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組

県と連携して飲酒運転防止に関する啓発活動を推進し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という住民意識の定着を図ります。

また、薬物依存からの回復を支えるため、薬物依存に関する先入観や偏見により、対象者が地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい知識を広報やホームページ等で地域住民に広く周知します。

### ⑤民間協力者の活動の促進のための取組

地域で活動している保護司会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

また、社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体等を表彰し、その活動や意義が住民に広がるよう周知に取り組みます。

加えて、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用する民間の事業主（協力雇用主）の啓発活動の充実を図ります。

### ⑥地域による包摂を推進するための取組

犯罪をした者等の再犯を防止するため、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組を進めていきます。

また、「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

### ⑦再犯防止に向けた基盤の整備のための取組

計画策定についての進捗管理及び評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで計画の着実な推進を図ります。



## 第6章 和泊町成年後見制度利用促進基本計画



## 1

## 策定の背景・趣旨

国の「第一期成年後見制度利用促進基本計画」の取り組みを経て、成年後見制度の利用促進に向けた本人の意思決定支援や地域連携の仕組みは整いつつあります。

しかしながら、団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者の増加が予想される中で、権利擁護のニーズがさらに多様化・増大しています。

また、制度の周知が不十分な地域や、小規模な町村などで支援体制の整備が遅れている状況、人口減少や単身世帯の増加により、地域で孤立する人や「身寄り」のない人の問題が深刻化しています。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、単に「制度の利用者を増やすこと」ではなく、「本人の尊厳」と「地域社会への参加」を支えることを共通の目標とし、「権利擁護支援」の定義は、本人を中心とした支援の基盤として、「意思決定支援」と、虐待などからの「権利侵害からの回復支援」の二つを大きな柱として位置付けています。

本町においても、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されるため、今後さらに成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

認知症や知的障害、その他の精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

## 2

## 計画の位置づけ

本基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画であり、和泊町地域福祉計画「基本目標3(3)権利擁護支援の充実」の成年後見制度の利用促進について具体化した内容となります。

### 成年後見制度の利用の促進に関する法律

#### （市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 3

## 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、成年後見制度を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

## 4

## 成年後見制度の概要

## (1) 成年後見制度の種類

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、その他精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段であり、「法定後見制度」及び「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりできる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人  
任意後見制度における任意後見監督人

## (2) 法定後見制度の概要

法定後見制度における後見監督人は、次の後見監督人、保佐監督人、補助監督人の3種類に分かれます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

- （注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- （注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- （注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
- （注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- （注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。
- （注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

## 5

## 本町の現状

## (1) 統計調査結果

## ①鹿児島家庭裁判所における成年後見制度利用者数

鹿児島家庭裁判所の集計による本町の成年後見制度利用者数は、令和7年には13人に増加しています。

鹿児島家庭裁判所における成年後見制度利用者数(和泊町分)

単位:人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
後見	5	—	5	7	7	6	11
補佐	1	—	1	1	1	1	2
補助	0	—	0	0	0	0	0
任意後見	0	—	0	0	0	0	0
合計	6	—	6	8	8	7	13

資料:鹿児島家庭裁判所調べ(各年8月1日時点の件数)

## ②町長による成年後見制度に係る審判請求

本町では、高齢者や障害者の方の支援等を目的として、町長による成年後見制度に係る審判請求を実施しています。令和7年度の相談件数は4人となっています。

町長による成年後見制度に係る審判請求の推移

単位:人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者	0	0	0	1	0	0	0
障害者	1	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0	0	0
相談人数(実)	3	2	0	3	2	3	4

資料:保健福祉課

## ③町社会福祉協議会における法人後見の受任

町社会福祉協議会が実施する成年後見制度に関する事業は、令和7年10月末現在では受任件数は1件です。過去6年間の受任件数は横ばいで推移しています。

町社会福祉協議会における法人後見人受任の推移

単位:人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	1	1	2	2	1	1	1

資料:社会福祉協議会(令和7年度は10月末現在,その他は3月末現在)

#### ④町社会福祉協議会における福祉サービス利用支援事業利用者

福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の利用者数は令和8年1月末現在で52人です。利用人数は、若干の変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。

町社会福祉協議会における福祉サービス利用支援事業利用者の推移 単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談人数(実)	10	10	4	14	11	5	9
利用人数(実)	54	55	49	52	55	50	52

資料：社会福祉協議会（令和7年度は令和8年1月末現在，その他は3月末現在）

#### ⑤障害手帳所持者数

本町の令和7年の障害手帳所持者数は、療育手帳所持者が72人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が49人となっています。

本町の障害手帳所持者数の推移 単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
療育手帳所持者	62	62	72	72	71	68	72
精神障害者保健福祉手帳所持者	40	39	41	49	49	49	49

資料：保健福祉課（各年10月1日現在）

## ⑥認知症高齢者自立度の状況

本町の認知症高齢者自立度（要支援・要介護認定を受けた方のうち）の状況をみると、令和6年は、ランクⅡ以上は371人となっています。

本町の認知症高齢者自立度の推移

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自立，Ⅰ（人）	128	147	157	145	170	168
Ⅱ以上（人）	313	381	363	379	385	371

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月）

図表 認知症高齢者の日常生活自立度の各ランクの定義

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

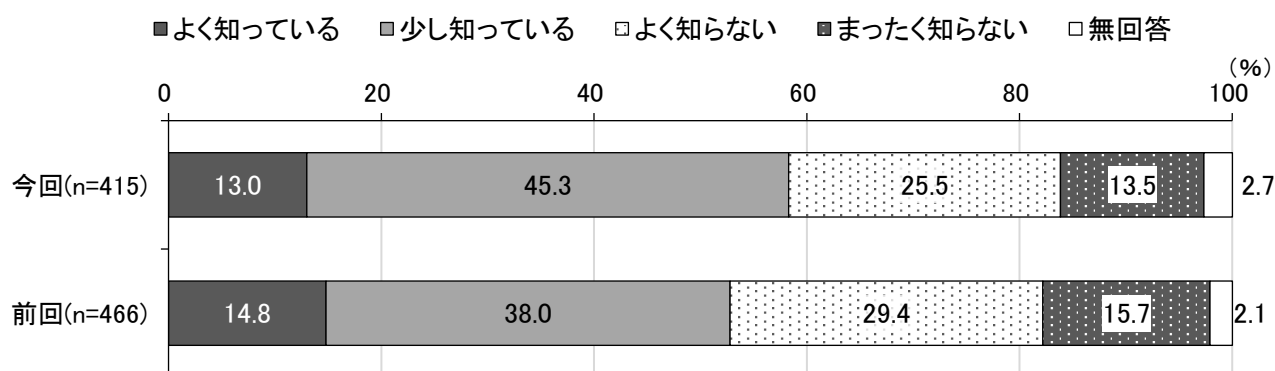
## (2) アンケート調査結果

成年後見制度を知っていますか。

『知っている(「よく知っている」と「少し知っている」の合計)』が 58.3%, 『知らない(「全く知らない」と「よく知らない」の合計)』が 39.0%となっています。

前回調査と比較すると、『知っている』が 5.5 ポイント増となっています。

成年後見制度の認知度 (全体・前回との比較)

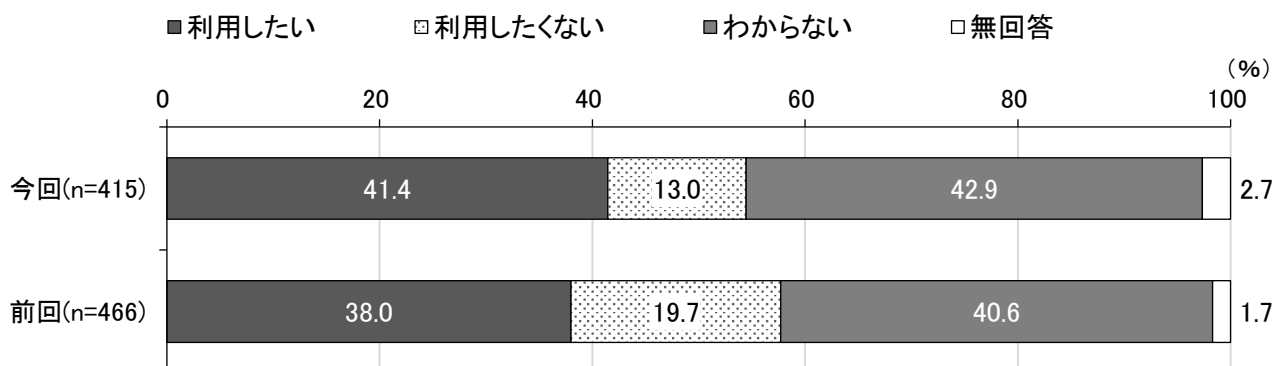


あなたが将来、認知症等で判断力が低下し、契約や財産の管理が困難となった場合、成年後見制度を利用したいですか。

「利用したい」が 41.4%, 「利用したくない」が 13.0%, 「わからない」が 42.9%となっています。

前回調査と比較すると、「利用したい」が 3.4 ポイント増, 「利用したくない」が 6.7 ポイント減となっています。

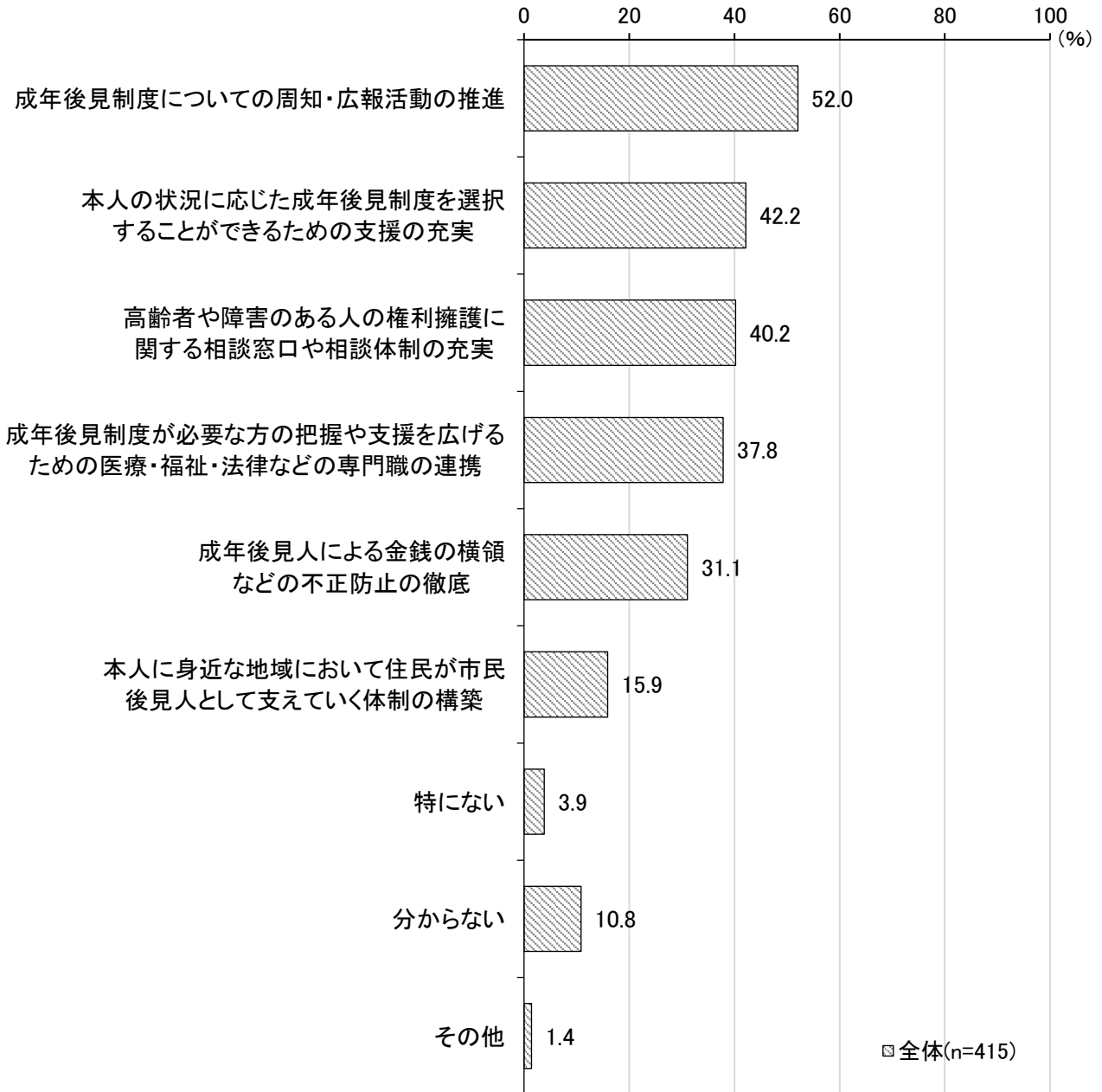
成年後見制度の利用希望 (全体・前回との比較)



成年後見制度の利用促進・充実を図るために、県や町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が 52.0%と最も高く、次いで「本人の状況に応じた成年後見制度を選択することができるための支援の充実」の 42.2%、「高齢者や障害のある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」の 40.2%となっています。

成年後見制度の利用促進・充実を図るために県や町が力を入れるべきこと



## (1) 基本目標Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

### ①中核機関の機能強化

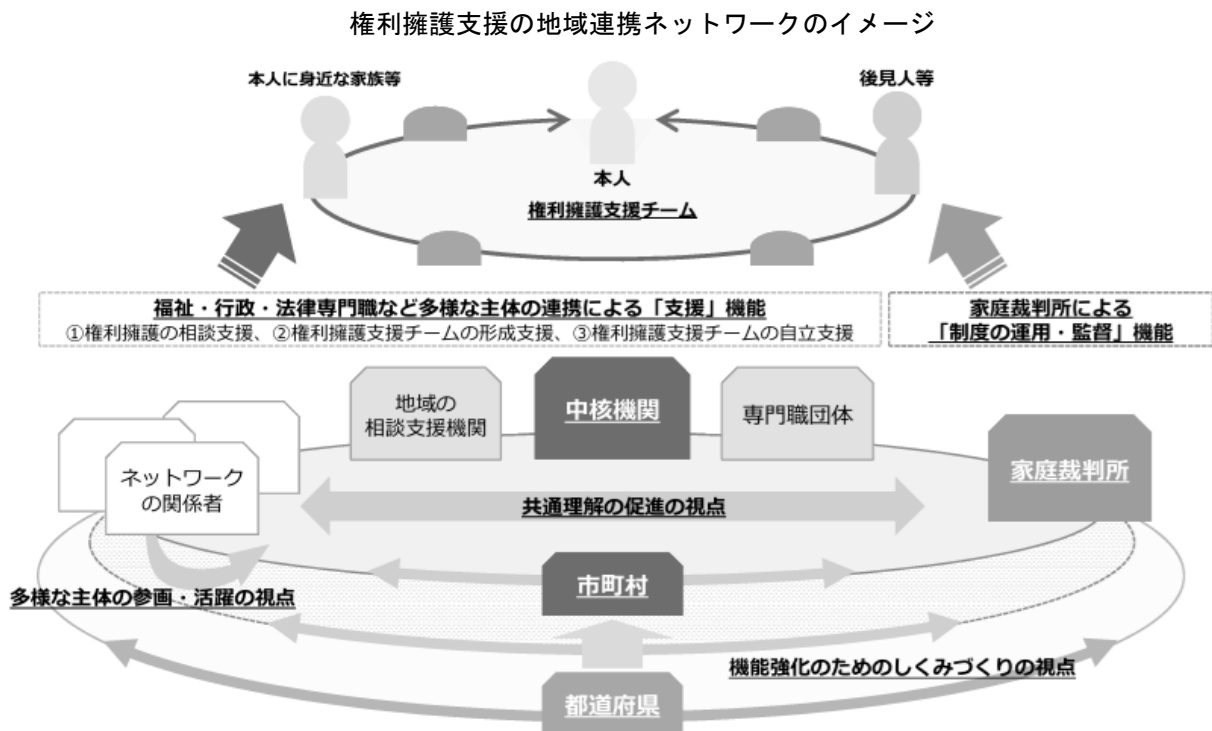
和泊町地域包括支援センターを引き続き中核機関として位置づけ、高齢者や障害者の方で、認知症や障害により判断能力が十分でない方の金銭管理、契約手続き、権利擁護に関する相談対応に努めます。

また、和泊町社会福祉協議会（沖永良部くらし・しごとサポートセンター）と連携し、福祉サービス利用支援事業（金銭管理等手続き支援）などの権利擁護支援に繋がります。

成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議すること等を目的として、和泊町成年後見制度利用促進協議会（和泊町地域支え合い活動推進会議、地域見守りネットワーク連絡会、生活困窮者自立支援連絡会議や地域ケア会議等）を定期的で開催し、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の進行管理に努めます。

### ②地域連携ネットワークの構築・強化

専門職（弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等）や関係機関と連携・協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える権利擁護の地域連携ネットワークについて、WEB会議等も活用し、法律などの各種専門家なども含め、顔の見える支援体制を構築しています。



## (2) 基本目標Ⅱ 安心して暮せる地域づくり

### ① 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助・保佐類型の利用や、将来に備えて任意後見の活用を勧める等、早期の予防的視点を持ち支援します。

また、町社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業の対象にはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題について、和泊町成年後見制度利用促進協議会で検討します。

### ② 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見任等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用支援を行います。

### ③ 成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族、司法書士等専門職や法人が受任しています。今後に向けては、担い手の確保のため、福祉サービス利用支援事業専門員・利用支援員への支援の充実に努めます。

また、地域連携ネットワークやチームの支援により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。

さらに、親族や地域と疎遠であるなど、身寄りが無い被後見人等が死亡した場合、葬儀の手配や死後の手続きが円滑に進まないケースが増加傾向にあるため、死後事務の体制を整備します。

### (3) 基本目標Ⅱ 制度理解と不正防止の仕組み

#### ①成年後見制度の啓発と周知

アンケート調査結果より、成年後見制度の認知度は、前回調査と比較し上昇しているものの、成年後見制度の利用促進・充実を図るために、県や町が力を入れていくべき取組としては、「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が最も高いことから、さらなる啓発と周知が望まれています。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関と連携しながら、ケーブルテレビの活用やパンフレット作成・配布、研修等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

#### ②不正防止につながる仕組み

利用者にとって、成年後見制度が安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の充実・強化が必要になります。

家庭裁判所の監督はもちろんのこと、地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関での対応や支援を行うことで、不正の未然防止や早期発見に努めます。



## 第7章 計画の推進



## 1

### 連携体制の強化

本計画で示した施策を推進するためには、住民、地域、社会福祉協議会、そして行政が計画で示されたそれぞれの立ち位置・役割を正しく認識し、連携・協力していくことが必要となります。

本町では、庁内各課とも連携し、全庁が一体となり各施策を推進していきます。また、県や関係機関・団体等とも役割を踏まえ連携・協力を図ります。

## 2

### 計画の周知・広報

この計画を推進するためには、住民や関係団体などに計画の内容を周知し、行動を喚起していくことが必要です。

このため、全町民に向けて広報誌、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果などの進捗状況に関わる情報についても、広く周知していきます。

## 3

### 計画の進捗管理

計画が実効性のあるものとして推進されるためには、計画に基づく施策や事業の進捗管理を行うことが重要です。

計画の進捗管理にあたっては、施策の進捗状況、評価指標について、PDCAサイクル(Plan(計画), Do(実行), Check(評価), Action(改善))に基づき進捗管理を行い、毎年評価・検証を行っていきます。



## 4

## 参考指標

計画期間中において、和泊町における地域福祉の現状等を把握するため、次のとおり参考指標を設定します。参考指標と各施策の実施状況により、計画の進捗状況を確認します。

項目	現状値 (R6年度)	所管課
<b>基本目標Ⅰ 地域福祉を担うひとづくり</b>		
特定検診受診率	56.2%	保健福祉課
乳幼児健診受診率	100.0%	こども未来課
福祉体験学習開催数	ボランティアスクール 13 回 職場体験 11 回	保健福祉課
リーダー研修会開催数・参加人数	4 回 (58 名)	教育委員会
<b>基本目標Ⅱ 支え合いのまちづくり</b>		
民生委員・児童委員数, 充足率	96% (24/25 名)	保健福祉課
見守りのネットワーク参加企業数	17 企業	保健福祉課
介護予防ボランティア・生活支援 サポーター研修会開催数	1 回	保健福祉課
敬老バス乗車資格者証交付事業件数	22 件	保健福祉課
高齢者等ハンドル型電動車椅子購入 助成事業 件数	14 件 (うち購入 11 件)	保健福祉課
自主防災組織数	21 組織	保健福祉課
避難支援マップを作成数	21 字	保健福祉課
<b>基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり</b>		
成年後見制度町長申立件数	0 件	保健福祉課
重層的支援会議開催数	2 回	保健福祉課
支援会議開催数	3 回	保健福祉課

資料編



和泊町告示第 78 号

和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定めた。

令和元年9月 30 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき,和泊町における総合的な地域福祉の推進を図るため,和泊町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり,和泊町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は,次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は,委員 15 人以内で組織する。

2 委員は,次に掲げる機関及び団体(以下「団体等」という。)の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 保健・医療及び福祉関係団体の代表
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 町民団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は,委員の中から互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し,会務を総理する。

4 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは,その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

## 2

## 地域福祉計画策定委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	宗 武彦	和泊町教育委員会	
2	池田 裕一郎	校長会	
3	朝戸 俊行	沖永良部医師会	
4	中村 むつ子	和泊町議会	
5	川畑 善美	和泊町区長会	委員長
6	玉利 英樹	和泊町消防団	副委員長
7	盛 勝彦	和泊町商工会	
8	村山 稔	和泊町社会福祉協議会	
9	本部 忠孝	和泊町長寿クラブ連合会	
10	森 瑞絵	和泊町地域女性連絡協議会	
11	重村 裕子	和泊町民生委員児童委員協議会	
12	村田 行夫	和泊町身体障害者福祉協会	
13	春山 梅乃	和泊町保護司会	
14	中田 勝巳	和泊町子ども・子育て会議	

(任期:令和7年10月1日~令和9年9月30日)

## 事務局

	氏 名	所 属	備 考
1	芋高 洋一	保健福祉課 課長	
2	朝戸 浩一	保健福祉課 課長補佐	
3	池田 勇太	保健福祉課	
4	山岡 佳那恵	保健福祉課	
5	福永 君子	こども未来課	
6	谷山 由美	総務課	
7	中田 仁	教育委員会	
8	瀬川 文慎	保健福祉課 課長補佐	

## 和泊町地域福祉計画

令和8年3月 和泊町 保健福祉課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊 10 番地  
TEL:0997-92-1111 / FAX:0997-81-4024

<http://www.town.wadomari.lg.jp/>



